

# 行政手続コスト削減に向けて (見直し結果と今後の方針)

平成 30 年 4 月 24 日  
(令和元年 7 月 29 日改定)  
規制改革推進会議  
行政手続部会

<b>I. 検討の経緯</b> . . . . .	P 1
<b>II. 行政手続コストの計測結果と削減見通し</b> . . . . .	P 2
<b>III. 基本計画の見直し結果</b> . . . . .	P 4
1. 営業の許可・認可に係る手続	
2. 社会保険に関する手続	
3. 国税・4. 地方税	
5. 補助金の手続	
6. 調査・統計に対する協力	
7. 従業員の労務管理に関する手続	
8. 商業登記等	
9. 従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行（就労証明書）	
10. 行政への入札・契約に関する手続	
<b>IV. 横断的な取組事項</b> . . . . .	P30
1. 行政手続簡素化の3原則	
2. 利用者目線での本人確認手続の簡素化	
3. 省庁の枠を超えたワンスオンリー化	
4. オンライン申請の原則化に向けて	
5. 国の出先機関ごとの独自の運用ルール（いわゆるローカル・ルール）の撤廃	
<b>V. 地方の手続の簡素化</b> . . . . .	P35
1. 地方自治体による行政手続コスト削減の重要性	
2. 地方自治体における書式・様式の改善	
<b>VI. 今後取り組むべき事項</b> . . . . .	P38
1. 対策強化の必要性	
2. 地方自治体への展開	
3. 「働き方改革」「生産性向上」の観点からの更なる簡素化	
別添 1	地方自治体における書式・様式の改善に関する取組状況及び今後の予定 . . . P51
別添 2	就労証明書 関連資料 . . . . . P68
別添 3-1	今後更なる対応・フォローアップが必要な取組について（重点事項） . . . P72
別添 3-2	今後更なる対応・フォローアップが必要な取組 . . . . . P76
別添 4	参考とすべきベストプラクティス . . . . . P83

## I. 検討の経緯

民間事業者は、申請書の作成・準備や、行政窓口との往復等を含め、行政手続に相当の時間とコストをかけている。事業者の生産性向上・働き方改革のためには、政府自らが、事業者の生産性を阻害しないように、期限付きの数値目標を掲げて、行政手続を簡素化する必要がある。

平成 29 年 3 月の規制改革推進会議において、安倍総理の出席の下、経済 3 団体の長（日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会）の参加を得て、「事業者目線での規制改革、行政手続の簡素化、IT 化の一体的推進」という観点から、「2020 年 3 月までに行政手続コスト（事業者の作業時間）の 20%以上の削減」を決定した。

また、行政手続コスト削減の 3 原則として、①行政手続の電子化の徹底（デジタルファースト）、②同じ情報は一度だけの原則（ワンスオンリー）、③書式・様式の統一を掲げた。この決定にのっとり、平成 29 年 6 月に各省庁が基本計画（簡素化計画）を策定した。

本部会は、平成 29 年 8 月末に 2 つの検討チームを設置し、各省庁の基本計画について集中的に点検を行い（7 か月間で合計 22 回の会合を開催）、その点検結果を踏まえて、各省庁は本年 3 月までに基本計画を改定した。具体的には、重点分野ごとに各省庁の優良事例を横展開すべく、基本計画見直しの基本方針を示すとともに、事業者からの要望の強い個別事項についても、各省庁に対して簡素化を要請した。その後、各府省の基本計画の進捗状況の点検を行うため、昨年 10 月以来、合計 19 回ヒアリングを実施し、取組が不十分な事項について、対策の新たな導入・積増しを要請した。

また、中小企業における人手不足の解消、更には長時間労働の是正が求められる中で、本部会としても、中小企業に影響が大きい分野・事項における取組の深掘りを行った。具体的には、社会保険、補助金、本人確認等の分野について、第 2 回中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議（平成 30 年 1 月 11 日）において、簡素化のための工程表を、第 4 回中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関するワーキンググループ（平成 30 年 8 月 1 日）において「行政手続簡素化の取組に関する工程表」を、第 6 回同ワーキンググループ（平成 30 年 12 月 13 日）において「行政手続簡素化工程表の進捗状況」を取りまとめた。

さらに、「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日）において、「行政からの生産性革命」が基本的な方針として示され、IT 総合戦略本部（平成 29 年 12 月）、e ガバメント閣僚会議（平成 30 年 1 月 16 日）においても「行政サービスの 100%デジタル化」、「添付書類の撤廃」等が決定された。また、未来投資会議（平成 30 年 3 月 30 日）においては、安倍総理から、「生産性革命を強力に進めていく上で、まずは隗より始めよ、行政自ら最新技術を積極的に活用し徹底的な生産性向上に取り組む必要がある」旨の指示があった。さらに、令和元年 5 月 24 日、デジタル手続法が成立した。このような一連の動きを踏まえ、本部会においても、特にデジタル化に焦点を当てた取組を行った。

## Ⅱ. 行政手続コストの計測結果と削減見通し

行政手続コストの数値化は、今回の取組が我が国として初めてのものであるが、これにより削減効果の定量的な検証が可能となる。

- (1) 各省庁は、上記の規制改革推進会議の決定にのっとり、重点分野ごとに、年間手続件数 100 件以上の手続について、簡素化のための基本計画を策定した（年間手続件数ベースのカバー率：99.6%）。
- (2) また、各省庁は、基本計画を策定した手続（1,223 本（年間手続件数合計約 8347 万件））等のうち、主要手続（532 本（年間手続件数合計約 7542 万件））について、事業者から申請等に要する行政手続コスト（作業時間）をヒアリングしてコスト（基本計画に示された削減方策を実行する前のコスト）を計測した（年間手続件数ベースのカバー率は 90%）。また、削減方策を実行した場合のコスト削減の効果の見通しも示した。
- (3) このようなコスト計測の結果、重点分野における事業者の行政手続コストは、現時点で、年間 3 億 2277 万時間に上ることが明らかになった。事務局において、統計上算出した従業員の人件費（給与、賞与、福利厚生費）の時間単価（2,543 円）を乗じて、金額換算<sup>※</sup>した結果、8208 億円と推計される。

※ 金額換算は、作業時間に 1 人当たり人件費：2,543 円／時間（従業員給与：1,874 円／時間、従業員賞与：325 円／時間、福利厚生費：345 円／時間）を乗じて換算した。1 人当たり人件費は、法人企業統計調査（2016 年度）のデータ（金融業、保険業を含む全産業）を用いて「（従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費）／従業員数」で求めた（4,373,173 円）。さらにこれを毎月勤労統計調査の 2016 年度の「総実労働時間数」（1,719.6 時間）で除すことにより 1 時間当たりの金額に換算した。下記の削減時間の金額換算についても同様。

- (4) 各省庁の項目ごとのコスト削減効果の見通しを集計すると、今般の取組によるコスト削減の効果は、毎年 7136 万時間（1815 億円）と見込まれる（削減率 22.1%）。行政手続コストは、一度簡素化すればその効果は毎年継続することから、実現の暁には、我が国の事業環境が大きく改善することが期待される。

表1 分野別の行政手続コストと削減時間の見通し

	1件当たりの作業時間	総手続件数 [コスト計測対象] (手続項目数)	作業時間 (金額換算)	削減時間の目標 ※1 (金額換算)	削減率
営業の許認可	25.3時間	545万6653件 (329本)	1億3812万時間 (3512億円)	2825万時間 (718億円)	20.5%
社会保険	2.1時間	5680万6812件 (28本)	1億2211万時間 (3105億円)	2922万時間 (743億円)	23.9%
※2 調査・統計	3.6時間	653万5090件 (98本)	2379万時間 (605億円)	561万時間 (143億円)	23.6%
労務管理	5.4時間	301万4000件 (15本)	1627万時間 (414億円)	330万時間 (84億円)	20.3%
※3 補助金	44.5時間	29万2599件 (56本)	1301万時間 (331億円)	260万時間 (66億円)	20.0%
就労証明書	2.3時間	246万件 ※4 (1本)	556万時間 (141億円)	164万時間 (42億円)	30.0%
商業登記	4.6時間	59万5272件 (2本)	276万時間 (70億円)	55万時間 (14億円)	20.0%
※5 入札・契約	4.5時間	25万7624件 (3本)	115万時間 (29億円)	23万時間 (6億円)	20.0%
計	4.3時間	7541万8050件 (532本)	3億2277万時間 (8208億円)	7136万時間 (1815億円)	22.1%

- ※1 「削減時間の目標」について、各省庁の基本計画において手続ごとに目標設定していない場合は、当該手続の作業時間に削減率20%を乗じて計算した上で分野ごとに積み上げている。
- ※2 「調査・統計」については、「統計改革の基本方針」により、新たに整備・改善されるものを除いた、既存の統計調査（基幹統計調査、一般統計調査）を対象としており、統計調査以外の調査については、含まれていない。また、同分野の「総手続件数」には、基本計画における調査対象者数を1年あたりに換算した数字（概数）が含まれる（例：調査周期が四半期の調査は「調査対象者数×4」、調査周期が5年の調査は「調査対象者数÷5」）。
- ※3 「補助金」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項における「補助金」としている。なお、雇用関係助成金については、「労務管理」に含まれている。
- ※4 保育等を利用する子供の数に基づいて計算した。このうち、全ての子供が就労を理由に保育認定を受けているわけではないので、あくまで最大値。
- ※5 「入札・契約」については、（1）物品・役務については競争参加資格申請にかかる時間、（2）建設工事・測量等については、経営事項審査及び競争参加資格申請手続にかかる時間を、それぞれ作業時間として計測している。

### Ⅲ. 基本計画の見直し結果

各省庁が平成 29 年 6 月に策定した基本計画について、行政手続簡素化の 3 原則（電子化の徹底、ワンスオンリー、書式・様式の統一）の観点から各省庁のベストプラクティスを抽出し、各省庁に横展開すべく、重点分野ごとに基本計画の見直し方針を示し、改善を求めた。また、事業者からの要望の強い個別事項についても各省庁に対して簡素化を要請した。さらに、主体となる省庁と期限を明示した工程表を取りまとめた。各府省は、書類の削減や手続の電子化等により、行政手続コストの削減に取り組む。

なお、従来の重点 9 分野に加えて、中小企業等からの簡素化の要望の強い「行政への入札・契約に関する手続」についても、行政手続コスト 20%削減という目標を設定することとした。

#### 1. 営業の許可・認可に係る手続

(1) 上記の簡素化 3 原則に沿った「簡素化の観点と評価基準」を設け、「デジタル・ガバメント実行計画」（添付書類の撤廃、押印見直し）と連携した取組や各省庁における独自の簡素化の取組により、全体の底上げを図るべく点検し、見直しを要請した。

(2) 行政手続の簡素化にとって最重要な手段である「デジタル化」に着目し、省庁ごとの現状や基本計画における取組を整理したのが表 2 である。総じてみれば、以下のような現状にある。

- ・ オンラインによる申請が可能な手続が皆無な省庁がみられる
- ・ オンラインによる申請が可能だが、利用率が極めて低調な手続も少なくない

(3) また、基本計画に示された取組についてみると、

- ・ オンライン申請が普及しない実態の原因分析や、オンライン申請システム導入に向けた阻害要因の分析に取り組む。また、オンラインの利用拡大へ向け、使い勝手の向上に取り組む
- ・ バックヤード連携による添付書類の省略へ向け、具体的な検討を明記している
- ・ 地方公共団体事務につき、全国統一の申請システムの導入に具体的に取り組んでいる例がある一方、地方自治体への要請にとどまる省庁もある

など、先進的・積極的な取組がみられる一方で、必ずしも積極的な取組が読み取れない省庁・手続もみられた。

表2 許認可手続におけるデジタル化の取組状況

	対象 手続数	オンライン 手続件数/ 手続件数計	オンラ イン 手続率	○主な法律 ・基本計画におけるデジタル化に関する取組例
警察庁 (対象法律 7)	68	0/ 818,012	0.0%	○風俗営業適正化法、○古物営業法 ・古物営業法の一部を改正する法律の一部が平成 30 年 10 月 24 日に施行され、これにより新設された仮設店舗の届出について、電子申請の導入の促進を含めた検討のため、届出件数を調査し、実態の把握を行う
金融庁 (対象法律 13)	93	20,701/ 98,844	20.9%	○金融商品取引法、○銀行法 ・電子化対応手続や様式等の電子提供の拡充、添付書類の提出環境改善等を行い、これらを実現次第、原則として届出等を電子で受けることとし、この旨を金融機関等に周知
総務省 (対象法律 2)	13	340/ 8,522	4.0%	○電波法、○放送法 ・電子申請・届出システムの周知、実務の実態に係るヒアリングを実施することにより、更なる利用促進 ・電子申請の推進を図るため、書面と電子の申請・届出の入力フォーマットの統一化
法務省 (対象法律 4)	8	0/ 1,617	0.0%	○債権管理回収業に関する特別措置法 ○更生保護事業法 ・更生保護法人の役員等の異動の届出につき、行政手続の簡素化（記載事項の見直し、押印の省略）、相談対応体制の充実及び行政手続の IT 化（電子媒体での提出を可とする）
財務省 (対象法律 3)	16	1,018/ 58,405	1.7%	○たばこ事業法、○酒税法 ・登記事項証明書、戸籍抄本、住民票の写しの添付省略の検討
文部科学省 (対象法律 2)	7	0/ 4,114	0.0%	○教育職員免許法、○学校教育法 ・独立行政法人への事務移管にあわせ、新たに Web 入力システムを開発・運用（教育職員免許法）
厚生労働省 (対象法律 29)	273	121/ 2,475,360	0.0%	○食品衛生法、○介護保険法、○薬機法 ・飲食店等の営業許可申請手続につき、全国統一でのオンライン申請システムを構築 ・現状で可能な取組として、電子メールや CD-R の送付等による受付の推進の地方自治体への依頼
農林水産省 (対象法律 11)	22	0/ 136,701	0.0%	○漁業法 ・営業の許認可を含む行政手続等について、農林漁業者や食品産業事業者等がオンラインで申請できる共通的な電子システムの構築 ・申請等の事前相談をメールで行うなど、手続の電子化を推進

経済産業省 (対象法律 32)	133	751,389/ 1,307,559	57.5%	<ul style="list-style-type: none"> <li>○FIT法、○電気事業法、○中小企業等経営強化法</li> <li>・電子申請対象手続の拡大、不備の未然防止や電子システム上での補正など、手続を効率化（FIT法）</li> <li>・保安関係法令に基づく諸手続について、全ての手続のIT化を包括的に検討した上で、安全を前提とした手続の簡素化、IT化（電気事業法等）</li> <li>・電子証明書を不要とし、簡易な認証方式（ID・パスワード）により電子申請を行うことができるよう取り組む（中小企業等経営強化法）</li> </ul>
国土交通省 (対象法律 27)	142	8,424/ 1,569,940	0.5%	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建設業法、○貨物自動車運送事業法、○特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律</li> <li>・平成30年度に建設業者及び許可行政庁に対して実施したアンケート調査と打合せ結果を踏まえ、更なる申請書類等の削減を検証し、令和元年度中に関係法令等の改正及び許可行政庁、建設業者等への周知を図る（建設業法）</li> <li>・手続の電子化について検討を行い、電子化が可能なものから順次実施（貨物自動車運送事業法）</li> </ul>
環境省 (対象法律 2)	11	0/ 40,122	0.0%	<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律</li> <li>・排出事業者、処理業者、自治体等の関係者から課題を意見聴取し、電子申請等の検討（平成30年度（2018年度））</li> </ul>

(4) また、「申請様式のデジタル化」について、省庁ごとに取組方針を表3のとおり分類・集計した。総じてみれば、ほとんどの手続について、デジタル化に「取り組む」若しくは「検討する」との意向であるが、「オンライン入力フォームによる申請様式を構築する(A)」計画がある一方、「編集可能なファイル形式(word, excel等)での申請様式の提供(B)」にとどまる計画も多い。

さらに、「提出方法のデジタル化」についても省庁ごとの取組方針を表4のとおり分類・集計したが、「オンラインで申請書類の提出が完結する仕組みが構築されている・構築が検討されている(A)」例は手続件数でみて全体の13%にとどまり、「郵送による申請(B)」が82%、「窓口訪問による申請のみ(C)」が1%となっている。



表3 申請様式のデジタル化への取組（許認可）

	A：HPなどで、オンライン入力フォームによる申請様式を構築することが具体的に計画されている（既に構築されている場合を含む）		B：HPなどで、編集可能なファイル形式（word, excel等）で申請様式を提供することが具体的に計画されている（既に提供されている場合を含む）		C：窓口で紙媒体での提供、HPでの編集不可能なファイル形式（PDF等）での提供にとどまる、具体的な見直しの予定がない	
警察庁	0項目	0件	68項目	818,012件	0項目	0件
金融庁	0項目	0件	93項目	98,844件	0項目	0件
総務省	6項目	3,774件	7項目	4,748件	0項目	0件
法務省	0項目	0件	8項目	1,617件	0項目	0件
財務省	6項目	26,729件	10項目	31,676件	0項目	0件
文部科学省	6項目	3,077件	1項目	1,037件	0項目	0件
厚生労働省	30項目	903,905件	233項目	1,477,510件	11項目	93,954件
農林水産省	0項目	0件	20項目	136,214件	0項目	0件
経済産業省	45項目	1,160,730件	86項目	146,292件	3項目	537件
国土交通省	12項目	53,518件	107項目	1,497,737件	4項目	12,015件
環境省	0項目	0件	11項目	40,122件	0項目	0件

表4 申請書類等の提出方法のデジタル化等の取組（許認可）

	A：オンラインフォーム・オンラインシステムで申請書類（添付書類を含む）の提出・受理が完結する仕組みを構築することを計画している（既に構築済みである場合を含む）（※1）		B：郵送による申請書類・添付書類の提出が可能となるよう、計画されている（既に可能となっている場合を含む）（※2）		C：窓口訪問による申請書類・添付書類の提出しか認められていない	
警察庁	0項目	0件	68項目	818,012件	0項目	0件
金融庁	93項目	98,844件	0項目	0件	0項目	0件
総務省	6項目	3,774件	7項目	4,748件	0項目	0件
法務省	2項目	383件	6項目	1,234件	0項目	0件
財務省	7項目	28,805件	9項目	29,600件	0項目	0件
文部科学省	3項目	1,127件	4項目	2,987件	0項目	0件
厚生労働省	47項目	970,635件	217項目	1,474,818件	10項目	29,907件
農林水産省	2項目	848件	19項目	135,537件	1項目	316件
経済産業省	56項目	1,244,635件	75項目	62,587件	3項目	537件
国土交通省	42項目	959,323件	99項目	610,469件	1項目	148件
環境省	0項目	0件	11項目	40,122件	0項目	0件

※1 電子メールによる提出を含む。

※2 CDやDVDを郵送する場合は、「B」に含まれる。

※3 表3、表4ともに基本計画上の取組を整理したものとなる。

(5) 特に年間手続件数の多いものについては、行政手続の簡素化はもとより、行政側にとっても、大量処理のしやすさや処理コストの低減といったデジタル化のメリットを享受しやすいものと考えられる。

表5は、営業の許可・認可に係る手続のうち、年間10万件以上のものを整理したものである。これらの手続のうち、オンライン申請が導入済みで、利用率も高い手続もあり、例えば、金融庁は、所管手続について、オンライン申請の原則化に向け環境整備を進める方針である。一方で、国の事務でも、現状でオンライン申請システムが導入されていない手続もある。また、法令によって地方公共団体事務とされる手続については、地方自治体の理解と協力を得つつ進める必要があるが、所管省庁自らが全国統一システムの構築に取り組む例もある（食品衛生法、農林水産省の「共通申請サービス」）。

また、「薬局の休廃止の届出」、「漁業の許可」等で電子メールの利用といった取組が挙げられている。デジタル化の第一歩ではあるが、それにとどまるのでは十分な取組とは言い難い。

表5 年間10万件以上の手続のデジタル化の取組（許認可）

【警察庁】

手続名	年間 件数	デジタル化に関する取組 ※基本計画及び部会ヒアリングをもとに事務局にて作成
遊技機の増設、交替その他の変更承認の申請（風営法）	395,678	☆地方公共団体事務 ・電子申請の導入・促進を阻害するような要因について分析（平成30年度（2018年度）） ・手続の電子申請に関する事業者等のニーズの把握に努め、電子申請の導入の促進を含めた申請方法の簡素化等について検討（令和元年度（2019年度））
遊技機の軽微な変更の届出（風営法）	127,306	☆地方公共団体事務 ・電子申請の導入の促進を含めた届出方法の簡素化等について検討（令和元年度（2019年度））

【厚生労働省】

飲食店営業等の営業許可の申請（食品衛生法）	303,154	☆地方公共団体事務 ・営業許可申請等に関するオンラインシステムを整備し、申請等のオンライン化を推進 ・平成30年度（2018年度）からシステム開発に着手し、令和元年度（2019年度）中にシステム開発を終了した後、令和元年度（2019年度）後半から随時地方自治体のシステムとの連携テスト等を行っていく ・申請様式について、国において示した施設基準に基づいてオンラインシステムでの申請事項を設定することにより標準化の取組を進める
飲食店営業等の営業許可の更新の申請（食品衛生法）	274,911	
飲食店営業等の許可申請事項の変更の届出（食品衛生法）	213,252	
障害福祉サービス事業者の変更の届出（障害者総合支援法）	142,274	☆地方公共団体事務 ・電子申請に関する仕組みについては、他分野における取組状況等も踏まえつつ、各自治体に対し、その導入について理解

		を求め、取組を推進する
薬局の休廃止等の届出 (薬機法)	133,675	<p>☆地方公共団体事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政府全体での行政手続の電子化が進められることとなる見込みであることから、まずは現状で可能な範囲の取組として、例えば、押印を必要としない添付書類を多数求める場合などにおいて、電子メールやCD-Rの送付等による提出を受け付けるなど、電子媒体を活用した手続を推進するよう、地方自治体に対して協力を依頼する</li> <li>・平成30年度(2018年度)の実態把握では、電子媒体を活用して薬機法に関する許可等の手続を行っている自治体が4割程度あったが、引き続き協力を求めていく</li> </ul>

【農林水産省】

都道府県知事の漁業の許可 (漁業法)	111,410	<p>☆地方公共団体事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業の許認可を含む行政手続等について、農林漁業者や食品産業事業者等がオンラインで申請できる共通的な電子システム(以下「共通申請サービス」という。)を内閣官房IT総合戦略室の協力を得ながら構築する(令和元年度(2019年度)から共通申請サービスの構築を進め、手続を受け付ける地方公共団体の意見を踏まえ、令和3年度(2021年度)以降、本格運用を開始)</li> <li>・以下の取組について、都道府県に対して理解と協力を求める <ol style="list-style-type: none"> <li>① 添付書類及び申請書等の様式の簡素化が可能かどうか検討し、可能な場合には簡素化を実施し、ウェブサイト等で周知する</li> <li>② 申請等の事前相談をメールで行うなど、手続の電子化を推進する</li> <li>③ 提出書類申請書の記載例をウェブサイト等で周知する</li> </ol> </li> </ul>
-----------------------	---------	--

【経済産業省】

再生可能エネルギー発電事業 計画の認定(FIT法)	275,528	・オンライン申請導入済み(オンライン申請率97.6%)
再生可能エネルギー発電事業 計画の事前・事後変更の届出 (FIT法)	132,270	・オンライン申請導入済み(オンライン申請率93.4%)
変成器付電気計器検査 (計量法)	180,651	・オンライン申請導入済み(オンライン申請率62.8%)
事業用電気工作物の保安規程 の届出(電気事業法)	116,297	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全を前提とした手続の簡素化、IT化を実施</li> <li>・平成30年度(2018年度)中のシステム開発、令和元年度(2019年度)中の電子申請システム利用開始を目指す</li> </ul>

【国土交通省】

決算報告（建設業法）	443,051	☆地方公共団体事務（一部）
建設業の許可（建設業法）	135,586	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度（2018年度）においては、建設業者及び許可行政庁に対し、建設業許可申請の簡素化・電子申請化に対するアンケート調査の実施、地方整備局、地方公共団体の許可事務担当者との簡素化に向けた打合せを複数回実施</li> <li>・アンケート調査と打合せ結果を踏まえ、更なる申請書類等の削減を検証し、令和元年度（2019年度）中に関係法令等の改正及び許可行政庁、建設業者等への周知を図る</li> </ul>
建設業の許可の変更の届出	103,003	
一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届出（貨物自動車運送事業法）	182,594	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出様式について、編集可能なファイル形式で提供している</li> <li>・必要なシステム改修等を経て、国土交通省オンライン申請システムによる申請を可能とする方向で検討（令和元年度（2019年度）以降実施予定）</li> </ul>
住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出（住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律）	114,455	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆地方公共団体事務（一部）</li> <li>・届出様式について、編集可能な形式で提供している</li> <li>・平成30年度（2018年度）に事業者及び行政庁に対し、アンケート調査の実施、地方整備局、地方公共団体の届出事務担当者との打合せを実施。アンケート調査と打合せ結果を踏まえ、手続の簡素化・効率化及び添付書類の削減を検討し、令和元年度（2019年度）中に必要な措置を講じる</li> </ul>

（6）行政庁の側の、システム導入や業務フローの見直しに伴うコストのみにとらわれることなく、各省庁の取りまとめ局の幹部が自ら「行政手続の完全デジタル化」の観点から責任をもって検証し、より積極的に取り組むべきである。その上で、各省庁は、平成30年（2018年）に策定した「デジタル・ガバメント中長期計画」に盛り込まれた施策の実施に取り組むとともに、「行施手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」（平成31年（2019年）2月25日各府省C I O連絡会議決定）や「デジタル手続法」（令和元年法律第16号）を踏まえ、行政手続のデジタル化原則を徹底すべきである。内閣官房 I T 総合戦略室においても、各省庁に対する技術的な支援を要請したい。

（7）営業の許可・認可に係る手続では、デジタル化以外にも、「添付書類の省略」、「審査基準・標準処理期間の公表」、「ローカル・ルール」、「ワンスオンリー」といった観点からも簡素化の検討を行った。これらの観点からも、見直しが行われる・見直しが予定されている手続が多くみられるが、引き続き、具体的な取組の評価を行う必要がある。例えば、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）、地球温暖化対策の推進に関する法律と地球温暖化防止条例に基づく報告に関し、国・地方で報告事項が重複している旨の事業者からの指摘を踏まえ、本部会でも審議を行ったところである。「温室効果ガス排出に関するデジタルガバメント構築事業」（令和元年度（2019年度）に必要な機能検討を行い、令和2年度（2020年度）よりシステム構築を実施予定）において、

報告事項の重複排除（共通様式と独自様式の併用等）に必要な機能を持ったシステム構築の取組が進められるとのことであり、事業者の利便性に配慮しながら着実に進められるべきである。

#### （８）個人事業主の事業承継手続の簡素化

事業開始時・継続時の許認可に加えて、事業承継時の許認可手続の簡素化も重要である。

特に、個人事業主の高齢化が進む中で、早期の事業承継は喫緊の課題となっている（70代以上の経営者が80万人を超えており、その6割以上が事業承継を希望している）。

現状、個人事業主の事業承継時の手続については、相続の場合は簡素な届出で許認可等が承継できるのに対し、いわゆる生前贈与を含む事業譲渡の場合には、後継者が新規に許認可等を取得し直さなければならないという不合理な差異が生じているなどの手続上の問題があり、事業者の負担となっている。

こうした現状に対し、経済団体からは、酒小売業、クリーニング業、建設業、飲食店等の食品衛生法に定める34業種、旅館業、理・美容業（これら業種で個人事業主全体の42%を占める）について、事業承継時の手続を相続の場合と同様に簡素化することを求める要望が寄せられている。

規制所管府省は、個人事業主の早期の事業承継が喫緊の課題となっている点を認識の上、以下の措置を積極的に講じるべきである（令和元年検討・結論、令和2年措置）。

- ・規制所管府省は、個人事業主の事業承継時の手続に関し、相続について簡素な届出で許認可等の承継を認めている場合に、生前贈与を含む事業譲渡の場合にも同様に簡素な届出で承継を認めるための規定を設ける等、簡素化のための措置を講じる。
- ・国土交通省は、新設された建設業許可の承継制度の施行に当たり、承継手続のために必要とされる提出書類の簡素化及び処理期間の短縮化を実施する。

## 2. 社会保険に関する手続

最終的には、原則として、企業からの重複する書類の提出手続を不要とすることを目指し、(1) 大法人に関する電子申請の義務化、(2) マイナンバーの活用による手続の廃止等、(3) 従業員本人の押印・署名の省略、(4) 「ワンストップ・ワンスオンリー化」の実現などに取り組む。

- (1) 大法人（資本金又は出資金の額が1億円超の法人等）について、2020年4月1日以降に開始する事業年度より、電子申請を義務化する。社会保険労務士又は社会保険労務士法人が大法人の事業所に代わって手続を行う場合も同様とする。

表6 電子申請の義務化の対象となる手続

社会保険の種類	届出等の種類	年間手続件数(※)
厚生年金保険	被保険者賞与支払届	1,772,247
	被保険者報酬月額算定基礎届	1,879,196
	70歳以上被用者 算定基礎・月額変更・賞与支払届	553,368
	厚生年金被保険者報酬月額変更届	976,236
健康保険	被保険者賞与支払届	4,783,863
	被保険者報酬月額算定基礎届	2,409,350
	健康保険被保険者報酬月額変更届	526,711
労働保険	労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書・石綿健康被害救済法一般拠出金申告書	1,930,033
雇用保険	雇用保険被保険者資格取得届	9,096,772
	雇用保険被保険者資格喪失届	7,541,021
	雇用保険被保険者転勤届	586,525
	高年齢雇用継続給付支給申請	4,442,559
	育児休業給付支給申請	1,985,968

※ 年間手続件数には、義務化対象外の事業者による手続数を含む。

(2) 従業員に関する手続に関し、(a) マイナンバー制度等の活用による住所変更届等の省略や (b) 基礎年金番号に加えマイナンバーによる手続の可能化に取り組む。また、(c) 電子申請の操作性・事務処理の改善等による利便性の向上を図り、本人確認手続の見直し(「IV 横断的な取組事項」P30～参照)等と併せ、中小企業・小規模事業者にとってオンライン手続が簡単に使えるようにする。

表7 住所変更手続の省略等 ((2) - (a))

取組主体	取組事項	取組時期	取組の効果
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省において、マイナンバー制度等を活用した住所変更届、氏名変更届の省略に向けて、関係法令の整備。</li> <li>日本年金機構において、マイナンバー収録事業を進め、基礎年金番号とマイナンバーをひも付け。</li> <li>日本年金機構において、マイナンバー制度等を活用した住所変更届、氏名変更届の省略について、システム改修及び事務フローの構築。</li> <li>日本年金機構において、マイナンバー制度等を活用した住所変更届、氏名変更届の省略を実施。</li> </ul>	平成 29 年度 (2017 年度)	<p>事業所からの届出が不要となる(氏名変更届:約 37 万件、住所変更届:約 128 万件)。</p> <p>※ひも付けが完了した被保険者につき、平成 30 年(2018 年)3 月 5 日より、届出の省略が可能に。</p>

表8 基礎年金番号に加えマイナンバーによる手続の可能化 ((2) - (b))

取組主体	取組事項	取組時期	取組の効果
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省において、基礎年金番号による手続に加えてマイナンバーによる各種手続の可能化に向けて、関係法令の整備。</li> <li>日本年金機構において、マイナンバー収録事業を進め、基礎年金番号とマイナンバーをひも付け。</li> <li>日本年金機構において、基礎年金番号による手続に加えてマイナンバーによる各種手続の可能化について、システム改修及び事務フローの構築。</li> <li>日本年金機構において、基礎年金番号による手続に加えてマイナンバーによる各種手続を実施。</li> </ul>	平成 29 年度 (2017 年度)	<p>事業主が年金手帳を管理する必要がなくなる。</p> <p>※実態として、従業員の年金手帳を管理するとともに、年金手帳で基礎年金番号を確認して手続を行う事業主が多い。</p> <p>※マイナンバーによる手続をした場合であっても、日本年金機構から事業主宛に送付する通知には基礎年金番号を記載。その後の手続は、基礎年金番号で行うことも可能。</p>

表9 オンライン手続の見直し（年金）（（2）－（c）－1）

取組主体	取組事項	取組時期	取組の効果
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省、日本年金機構において、電子申請における現行の事務フローを分析するとともに、事業所、社会保険労務士から、電子申請に係る課題についてヒアリングを実施。</li> <li>これらを踏まえて、システムの改修を含めた業務フローの見直しを検討。</li> </ul>	平成 29 年度 (2017 年度)	<p>電子申請による処理時間が短縮され、事業主の事務に要する時間と負担が軽減される。</p> <p>これまで紙申請を行っていた事業所が電子申請に移行することで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政窓口に向かなくてよくなり、移動時間、待ち時間、受付時間及び郵送コストが削減され、</li> <li>時間を気にせず、24 時間いつでもどこからでも手続が可能、となる。</li> </ul> <p>さらに、e-Gov の外部連携 API に対応した人事・給与等管理ソフトウェアを利用することで、既存の人事・給与等データから簡便に申請が可能となる。</p>
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本年金機構において、業務フローの見直しの検討を踏まえた、システム改修の実施。</li> </ul>	平成 30 年度 (2018 年度)	
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本年金機構において、システム改修を完成させた後、見直し後の業務フローによる電子申請事務の開始（年度中）。</li> </ul> <p>（形式的なチェックや、入力ミス・記載漏れ等による返戻をシステム上で速やかに行い、職員が審査するプロセスを減らし、正しいデータが、迅速かつ着実に処理されるようにする）</p>	令和元年度 (2019 年度)	

表10 オンライン手続の見直し（雇用保険）（（2）－（c）－2）

取組主体	取組事項	取組時期	取組の効果
厚生労働省	次期ハローワークシステムの調達・改修	平成 29 年度 (2017 年度)	<p>電子申請時にエラー理由・修正方法が速やかに教示されるとともに、処理が迅速化されることで、事業主の利便性が向上する。</p>
厚生労働省	次期ハローワークシステムの改修	平成 30 年度 (2018 年度)	
厚生労働省、 総務省	次期ハローワークシステムの運用開始 e-Gov との連携強化に向けたハローワークシステムの調達・改修	令和元年度 (2019 年度)	
厚生労働省、 総務省	e-Gov とハローワークシステムの連携強化開始	令和 2 年度 (2020 年度)	



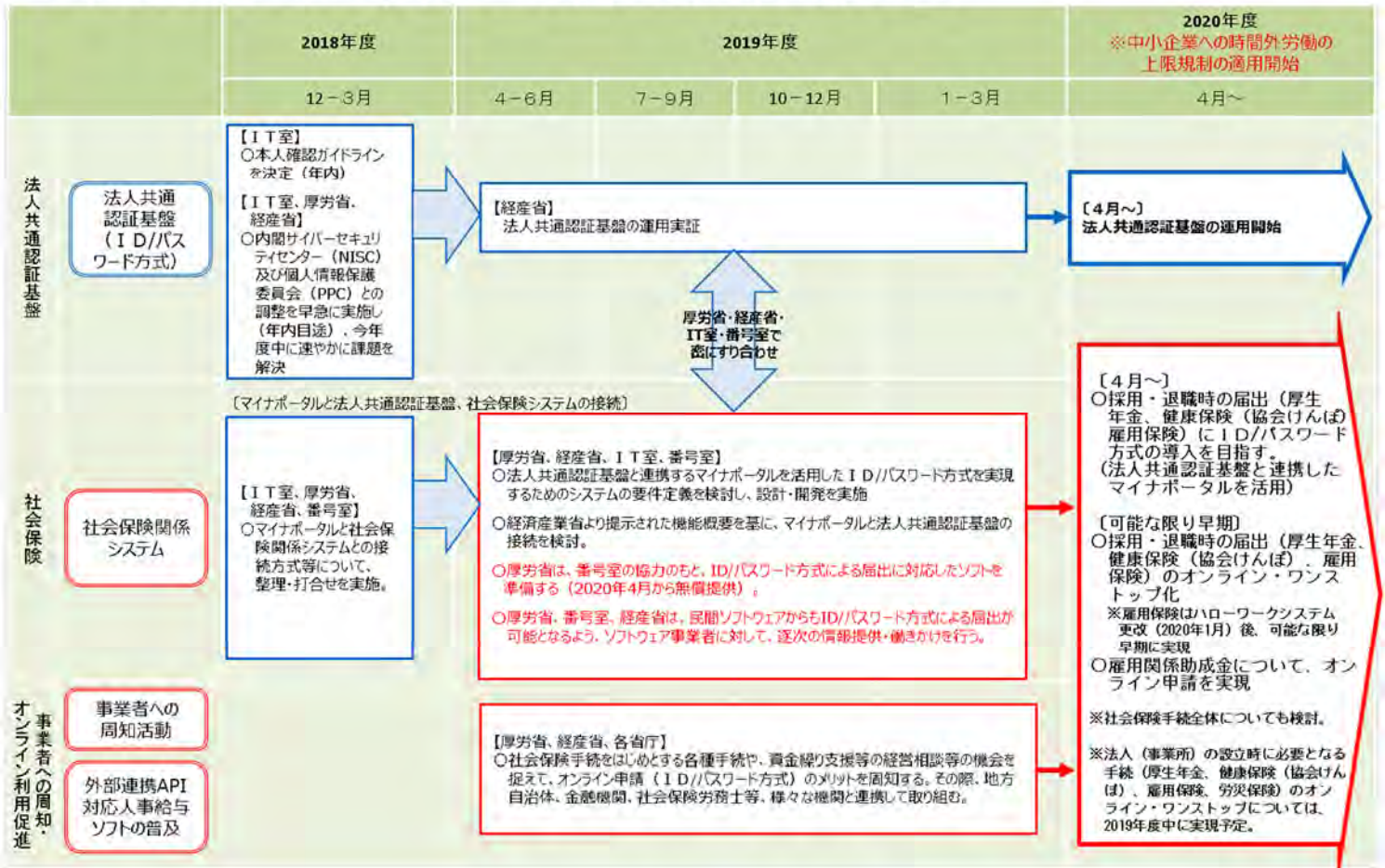
(3) 中小企業・小規模事業者にとって、従業員の入社・退社等のたびに、複数の社会保険の窓口（年金事務所、ハローワークなど）を回るものが負担となっている。現状でもオンライン申請は可能であるが、電子証明書（商業登記電子証明書の場合は年間手数料7,900円）による本人確認が必要となり普及は進んでいない。

2020年3月までに行政手続コストの20%以上の削減を行うという平成29年5月の規制改革推進に関する第1次答申で示された目標や、令和2年4月から働き方改革関連法に基づき中小企業への時間外労働の上限規制が適用されることも踏まえると、令和2年度当初に中小企業・小規模事業者にとって負担の少ないオンライン手続を実現することを目指すべきである。

具体的には、「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」の下に設置された「中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関するワーキンググループ」の「行政手続簡素化工程表の進捗状況（社会保険手続へのID/パスワード方式の導入に向けたスケジュール）」（令和元年6月12日）（表11）に則り、法人・個人事業主等が行う社会保険の採用・退職時等の手続について、マイナポータルとの連携を早期に実現し、令和2年4月から法人共通認証基盤（GビズID）を利用したID・パスワード方式の導入を目指す。その着実な実施については、規制改革推進会議に続く新組織においても、適切に進捗管理を行うべきである。

表 11 行政手続簡素化工程表の進捗状況  
 (社会保険手続への ID/パスワード方式の導入に向けたスケジュール)

○社会保険手続への ID/パスワード方式の導入に向けたスケジュール



(4) 事業主を経由して提出される従業員に係る届出のうち、従業員本人の押印・署名を求めている手続につき、省略を可能とし、手続の簡素化を図る。

表 12 従業員本人の押印・署名の省略

制度	取組事項	取組時期
厚生年金保険	従業員本人の押印・署名を求めている9種類の届出のうち、事業主と従業員の利益が相反する可能性があり、従業員本人の意思を確実に確認する必要のある2手続を除く7種類の手続につき、事業主が「本人が当該届出を提出する意思を確認しました。」と記載することで、従業員本人の押印・署名を省略。	平成30年度 (2018年度) のなるべく早い時期
健康保険	従業員本人の押印・署名を求めている7種類の手続のうち、事業主と従業員の利益が相反する可能性があり、従業員本人の意思を確実に確認する必要のある2手続を除く5種類の手続につき、事業主が「本人が当該届出を提出する意思を確認しました。」と記載するなどの方法で、従業員本人の押印・署名を省略。	令和元年度(2019年度)上期中
雇用保険	従業員本人の押印・署名を求めている4種類の手続のうち、事業主と従業員の利益が相反する可能性がある離職証明書を除く3種類の手続につき、一定の要件を満たした場合には本人の押印・署名を省略。	平成30年(2018年)10月

(5) 電子申請の推進と併せ、なお一定程度残ると考えられる紙媒体の届出についても、様式の統一化や窓口の一本化に取り組み、手続の簡素化を図る。

表 13 様式・窓口の統一(ワンストップ・ワンズオンリー化)

取組主体	取組事項	取組時期	取組の効果
厚生労働省	関係局において、統一様式及びワンストップ受付窓口の設置に向けて調整を開始し、結論を得る。	平成29年度 (2017年度)	1枚の様式に統一されることで、重複記載がなくなり、複数の様式を作成することが不要となる。
厚生労働省	関係局及び実施機関(ハローワーク、労働基準監督署、日本年金機構)において、統一様式及びワンストップ受付窓口の設置に係る事務フローの構築。  統一様式に対応したハローワークシステム、労働保険適用徴収システム及び日本年金機構のシステムの改修を実施。	平成30年度 (2018年度)	共通項目(事業所名、住所等)の記載が1回だけで済むため、届書の作成時間が削減される。 (従業員に関する手続の例: 厚生年金保険については、資格取得届: 約299万件、資格喪失届: 約293万件、健康保険については、資格取得届: 約94万件、資格喪失届: 約81万件、雇用保険については、資格取得届: 約910万件、資格喪失届: 約754万件)
厚生労働省	実施機関における統一様式の適用及びワンストップ受付窓口の設置による事務処理を開始(年度中)。	令和元年度 (2019年度)	年金事務所、労働基準監督署又はハローワークに一括して提出することで、移動時間や待ち時間、受付時間を削減。

### 3. 国税・4. 地方税

大法人の法人税等の電子申告の利用率 100%を目指すこと等が「行政手続部会取りまとめ」（平成 29 年 3 月 29 日）で定められた。

その後、大法人の電子申告義務化のための所要の法律が成立するなど、デジタルファーストやワンスオンリーの実現を目指す取組につき、以下のような工程が明記された。引き続き、事業者の観点から手続の電子化・簡素化に向けた取組を進める必要がある。

表 14 国税・地方税

	取組事項	取組時期
国税・地方税	資本金の額等が 1 億円を超える法人等につき、国税（法人税・消費税等）及び地方税（法人住民税・法人事業税）の申告に関し、電子申告の利用率 100%。 あわせて、提出情報等のスリム化、認証手続の簡便化等、申告データの円滑な電子提出のための環境整備。	令和 2 年（2020 年）4 月以後に開始する事業年度（課税期間）から ※環境整備策は令和 2 年（2020 年）4 月までに順次実施
国税・地方税	中小法人につき、電子申告の推進へ向けた取組（国税の電子申告利用率 85%、地方税の電子申告利用率 70%）。	
国税・地方税	①法人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化、②法人税・地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除、③財務諸表の提出先の一元化。	①②：令和 2 年（2020 年）3 月 ③：令和 2 年（2020 年）4 月
国税	個人納税者につき、①マイナンバーカードに搭載された電子証明書を用いて e-Tax を利用する場合において、e-Tax の ID・パスワードの入力を省略、②マイナンバーカード等の未取得者を念頭に、厳格な本人確認に基づき税務署長が通知した ID・パスワードのみによる e-Tax の利用を可能とする。	平成 31 年（2019 年）1 月
地方税	法人住民税等に関し、全地方団体に対し、一度の手続で電子納税を行える仕組み（地方税共通納税システム）を導入。	令和元年（2019 年）10 月

## 5. 補助金の手続

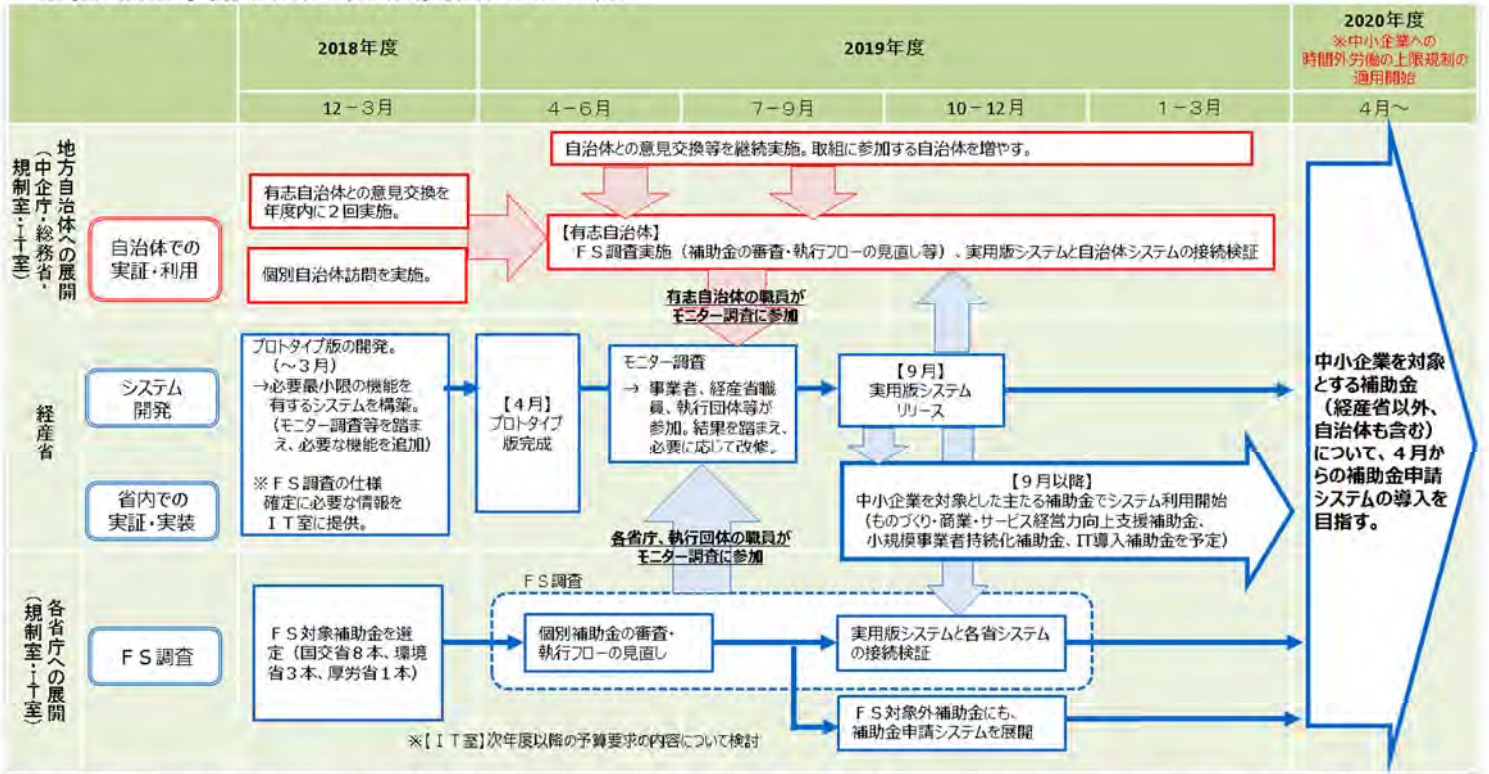
- (1) 補助金の手続については、各種の補助金を申請する際に、同じ情報を重複して記載しなければならないことが、中小企業・小規模事業者の負担となっている。これについても、「中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関するワーキンググループ」の「行政手続簡素化工程表の進捗状況（補助金申請システム（Jグランツ）の展開スケジュール）」（令和元年6月12日）（表15）に則り取組を進める。

具体的には、中小企業・小規模事業者を対象とする補助金の手続について、法人共通認証基盤（GビズID）を活用し、一つのID・パスワードで簡単にオンライン申請できるようにする。また、申請手続等をより簡易に行うことができる補助金申請システム（Jグランツ）を経済産業省で構築しているところ、経済産業省以外の府省庁においても本システムの導入を進めるとともに、地方自治体にも活用を促す。あわせて、財務書類等の申請書類の標準化を進める。



表 15 行政手続簡素化工程表の進捗状況  
 (補助金申請システム (J グランツ) の展開スケジュール)

○補助金申請システムの展開スケジュール



【経産省の補助金で2020年度から導入予定の補助金】 技術協力活用型・新興国市場開拓事業費補助金(社会課題解決型国際共同開発事業)、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金、伝統的工芸品産業支援補助金、石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費、災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費、離島・過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業費(船場のガソリン流通コスト対策事業費)、石油製品安定供給確保支援事業、省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(エネルギー使用合理化等事業者支援事業)、省エネルギー設備投資に係る利子補給金助成事業費補助金、小規模事業者対策推進事業(地域力活用新事業全国展開支援事業)、国内・海外領土開拓強化支援事業費補助金、事業承継・世代交代集中支援事業

【国の補助金のFS調査の対象補助金】

【国土交通省】住宅市街地総合整備促進事業費補助金(長期優良住宅(住)フォーム推進事業)、地域公共交通確保維持改善事業費補助金、自動車事故対策費補助金、低公害車普及促進対策費補助金、住宅市場整備推進等事業費補助金、住宅・建築物環境対策事業費補助金、船員雇用促進対策事業費補助金、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金(宿泊施設インバウンド対応支援事業)

【環境省】低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業、エココース促進事業、二酸化炭素削減ポテンシャル診断推進事業 【厚労省】臨床研修費等補助金

※ 合計24補助金、事業名は2018、19年度時点のものです。2020年度時点では名称等が変わる可能性があります。

## 6. 調査・統計に対する協力

- (1) 調査・統計においては、「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成29年5月19日）において示された方針を踏まえ、オンライン調査の導入、報告者数・調査項目の削減、行政記録情報による代替、既に把握している情報についてプレプリント等により、20%削減が確実に達成されるよう、各省庁の基本計画に改善を要請した。なお、オンライン調査が未導入であった統計調査については、オンライン調査の導入が削減方策として計画され、既に実施済みの統計調査を含め、全ての統計調査についてオンライン化が実施されることとなった。

表 16 基本計画の策定状況（調査・統計）

所管府省庁名	基本計画策定対象統計調査	基本計画策定対象年間手続件数（概数）	削減率
人事院	3	23,230	20.0%
内閣府	5	51,624	20.0%
総務省	6	2,013,096	31.8%
財務省	3	254,980	20.6%
文部科学省	6	36,955	22.3%
厚生労働省	37	1,568,444	20.3%
農林水産省	30	375,493	20.3%
経済産業省	33	1,976,461	20.0%
国土交通省	27	824,198	25.6%
環境省	3	45,200	20.0%
計	153	7,169,681	23.5%

表 17 統計調査における削減方策の取組状況

取組の分類	削減方策（※2）	実施数	削減方策に取り組む統計数の割合
電子化	オンライン利便性向上	122	79.7%
	電子化導入	50	32.7%
ワンスオンリー	プレプリント	68	44.4%
	重複排除	6	3.9%
簡素化	記入要領充実	88	57.5%
	調査事項の限定	39	25.5%
	報告者数縮減	23	15.0%
	定義等改善	20	13.1%
	調査周期見直し	4	2.6%
	統計調査の廃止	3	2.0%
	公開情報代替	2	1.3%
調査票統廃合	2	1.3%	

※1 基本計画の策定対象となる統計調査は、10府省庁で153統計である。

- ※2 「行政手続コストの削減の取組のうち重点分野『調査・統計に対する協力』（統計法に基づく統計調査に関するものに限る）に係る基本計画策定の際の留意事項について」（平成29年6月9日、総務省政策統括官）に挙げられている「削減方策の例」で分類。
- ※3 削減方策は、実施数が2件以上を記載した。その他、調査員能力向上等（計14件）がみられた。

(2) なお、事業者からの要望を踏まえ、①経済センサス等について、基本計画の対象に追加した。②給与関係の類似統計について、既に給与情報を入力した人事労務ソフトウェアから調査票をプリントアウト可能とし、調査票作成の手間を省くこととする（2020年調査から実施）。

## 7. 従業員の労務管理に関する手続

- (1) 労働基準法上の手続について、申請件数が多い3つの手続（時間外労働・休日労働に関する協定届、1年間の変形労働時間制に関する協定届、就業規則の届出）について、電子署名の省略等により電子申請率の目標を31%（現状1%未満）とし、事業者の行政手続コストを20%削減する。
- (2) 労災保険上の手続について、特別加入（海外派遣者）に係る報告書を廃止し、申請全体に係る行政手続コストの45%を削減する。
- (3) 雇用関係助成金は、以下の工程表に基づき、簡素化、オンライン化の取組を進める。

表 18 雇用関係助成金の簡素化

取組主体	取組事項	取組時期	取組の効果
厚生労働省	オンライン化に向けたスケジュール等の検討 支給要件・申請様式等の見直し（令和元年度（2019年度）まで逐次）	平成29年度 (2017年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の事務負担が軽減され、作業時間が短縮される（支給要件の見直し、記入事項の省略等）。</li> <li>・オンライン化後は、ハローワーク等に行って書類を出さなくても済むようになる（来所時間、待ち時間の短縮）。</li> </ul>
厚生労働省	オンライン化に係る具体的検討 システム設計に向けた予算要求	平成30年度 (2018年度)	
厚生労働省	システム設計 システム運営に向けた予算要求	令和元年度 (2019年度) (令和2年度（2020年度）からのシステム稼働を目指す)	



## 8. 商業登記等

- (1) 「新しい経済政策パッケージ」(平成 29 年 12 月 8 日)において、オンラインによる法人設立登記の 24 時間以内の処理等の実現に向け、取組を進めている。「法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会」(日本経済再生総合事務局)との重複検討を回避しつつ、連携して取組を進めるため、本部会では、主として設立登記以外の論点を議論した。
- (2) 表 19 (法務省提出資料)によれば、①登記手続の完結までに非常に時間がかかる点に加えて、②他の行政手続と比較して顕著に補正率が高い(本人申請の補正率は約 30%)、③本人申請によるオンライン利用率がゼロに近い等の課題があると考えられる。

表 19 株式会社の設立登記・役員変更の登記 (合計)

基準日 平成 30 年 10 月 1 日

	申請件数 (件)	うち		うち		設立登記	役員変更
		補正件数 (件)	補正率 (%)	オンライン 件数 (件)	率 (%)	平均作業時間 (日)	
本人申請等	271	88	32.5%	1	0.4%	13.8	17.1
補正無し	183			1	0.5%	11.5	14.5
補正有り	88			0	0.0%	19.7	21.8
資格者代理人	1128	145	12.94%	1014	89.9%	12.4	14.7
補正無し	983			881	89.6%	12.1	14.3
補正有り	145			133	91.7%	14.8	17.3

※ 調査対象は、平成 30 年 10 月 1 日 (月)、東京法務局、大阪法務局、名古屋法務局、広島法務局、横浜地方法務局及び京都地方法務局 (いずれも本局) に申請された株式会社の設立の登記及び株式会社の役員変更の登記。

- (3) 事業者の行政手続コストを 20%以上削減するため、法務省において以下の対策を講じるべきである。
- ① 補正率が高い原因を分析し、早急に適切な改善対策を導入する。
  - ② 広範な民間ソフトウェア事業者が、ユーザーにとって利便性の高い申請ソフトウェアが開発可能となるよう、社会保険や税と同様の方法で、内閣官房 IT 総合戦略室策定の「API 導入実践ガイドブック」及び「API テクニカルガイドブック」に沿って、API に関する情報をホームページ上に公開する。
  - ③ オンライン申請を促進するため、議事録に関する電子署名 (現状においては全員の電子署名を求めている) の要件等を緩和する。
  - ④ 「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン (CIO 連絡会議 平成 31 年 2 月 25 日)に基づいて、電子署名の要否について再検討する。
  - ⑤ 商業登記電子証明書 of オンライン発行請求手続の創設や、電子証明書の取得の手

間・利用料負担軽減を実現する。

## 9. 従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行（就労証明書）

(1) 保育所等の利用に必要となる就労証明書について、地方自治体ごとに様式が異なる点が事業者の負担となっていたため、平成 29 年 8 月に、関係省庁が、電子的な記載が可能な標準的様式を策定し、地方自治体に利用を促した。

(2) 平成 29 年来、関係省庁は、標準様式化、デジタル化に取り組んできたが、平成 30 年 8 月時点の調査では、標準的様式の普及率はいまだ全体の約 40%（保育所等申込者ベース）にとどまり、特に待機児童問題を抱える大都市での導入が進んでいない状況であった（導入率：東京 23 区で約 9%、政令指定都市（人口 100 万人以上）で約 18%）。この現状を踏まえ、経済団体の協力も得ながら、標準的様式の普及について地方自治体に働きかけるとともに、大都市での普及を目指し、大都市向けの標準的様式を新たに作成しているところである（別添 2 を参照）。

令和 2 年度入所分の標準的様式の普及率を保育所等申込者数ベースで 70%とするという平成 30 年 11 月の規制改革推進に関する第 4 次答申で示された目標を達成するため、引き続き、標準様式化、デジタル化に取り組む必要がある。

また、先進的な自治体においては、保育園入所審査について、AI の導入により業務が効率化している一方、いまだ、紙で提出された就労証明書を地方自治体のデータベースに入力する手間が残っている。就労証明書について、標準化・電子化することにより、事業者の行政手続コストのみならず、行政側の業務コストも大きく改善する点に留意すべきである。

(3) 上記を踏まえ、関係省庁は以下の対策を講じる必要がある。

- ・ 標準的様式の普及に向け、引き続き、あらゆるルートを通じて実効性ある形で地方自治体に働きかける。特に、現在、標準的様式を導入していない大都市に対しては、新たに作成する大都市向けの標準的様式について周知を行い、標準的様式の導入を働きかける。
- ・ 令和 3 年度（2021 年度）までに、押印不要化を含め、デジタルで完結する仕組みの構築に向けて、関係府省が協力して検討を進める。

## 10. 行政への入札・契約に関する手続

(1) 上記の重点9分野に加えて、特に中小企業からの簡素化の要望が多い「入札・契約」(平成29年3月の行政手続部会取りまとめにおいては「継続検討」とされた)については、上記の重点分野と同じく、「原則2020年までの行政手続コスト(事業者の作業時間)の20%以上削減」を目標とする。また、登記事項証明書及び納税証明書の写しについては、政府全体の取組の中で、行政機関間の情報連携により提出不要となるよう検討する。

(注) 入札・契約については、契約の相手方決定や契約締結等については各省庁において行われるが、物品・役務は総務省、建設工事・測量等は国土交通省が中心となり、簡素化の取組を取りまとめることとされている。

(2) 物品・役務については、以下のような取組により、行政手続コストの削減を目指す。

### ① システムの改善

- ・ 政府電子調達システム(入札・契約事務)について、2020年1月からの次期システムへの更改を機に下記取組を行う。
- ・ また、調達総合情報システム(競争参加資格申請事務)についても、下記取組を行うとともに、添付書類の提出不要化に伴うシステム改修についても順次対応。
- ・ 将来的には、両システムの統合を検討する。

表 20 システムの改善のロードマップ

	取組事項	取組時期
調達総合情報システム (競争参加資格申請事務)	システムに係る改善事項の取りまとめ	平成29年度 (2017年度)
	システム改修 ・ 半角、全角文字の自動入力変換 ・ 入力箇所のエラー表示 (添付書類不要化に伴う申請入力画面の改修) ・ 新元号対応 等	平成30年度 (2018年度) ～令和元年度 (2019年度)
	システム改修 (登記情報システムの運用開始(2020年度内)に向けた添付書類不要化に伴う申請入力画面の改修)	令和元年度 (2019年度) ～令和2年度 (2020年度)
政府電子調達システム (入札・契約事務)	システムに係る改善事項の取りまとめ	平成29年度 (2017年度)
	次期システム要件定義、基本設計、詳細設計 ・ 書類提出時の添付ファイル上限サイズの拡大 (クラウド技術の活用を含めた検討) ・ 半角、全角文字の自動入力変換 ・ 入力箇所のエラー表示、新元号対応 等	平成29年度 (2017年度) ～平成30年度 (2018年度)

(参考) 次期システム 整備スケジュール	調達手続 (入札公告)	平成 29 年度 (2017 年度)
	次期システム要件定義、基本設計、詳細設計 (上記参照)	平成 29 年度 (2017 年度) ～平成 30 年度 (2018 年度)
	製造、運用テスト	平成 30 年度 (2018 年度) ～令和元年度 (2019 年度)
	次期システム運用開始	2020 年 1 月

## ②資格申請時における添付書類の省略

- ・ 調達総合情報システムにおける競争参加資格申請時に必要な添付書類のうち、
  - (i) 登記事項証明書 (写し) 及び納税証明書 (写し) については、「IT 新戦略の策定に向けた基本方針」(IT 総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)、「デジタル・ガバメント実行計画」(e ガバメント閣僚会議決定)等に基づき、2020 年度以降、法人番号等を活用した行政機関間のバックオフィス連携の実施に合わせて提出不要化。
  - (ii) 営業経歴書及び誓約書・役員等名簿については、次回の競争参加資格定期審査 (平成 31 年 (2019 年) 1 月～) から申請書記載事項への一本化による提出不要化。
- ・ 財務諸表については、財務諸表等の内容をオンラインで確認する手法等、原則提出不要化に向けて検討予定。

表 21 資格申請時における添付書類の省略のロードマップ

	取組事項	取組時期
登記事項証明書 (写し)	「法人設立手続のオンライン・ワンストップ化、法人登記情報連携の推進」(デジタル・ガバメント実行計画) ・ 登記事項証明書の添付省略に向けた全体管理 (基本方針、スケジュール、法令改正の検討等)【内閣官房・総務省】 ・ 登記情報連携のためのシステム構築 (2020 年度内に更改システムの運用開始)【法務省】	平成 30 年度 (2018 年度) ～2020 年度
	提出不要化	令和 2 年度 (2020 年度)
納税証明書 (写し)	「IT 新戦略の策定に向けた基本方針」(IT 総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)「行政サービスの 100% デジタル化」に向けた政府全体の取組の中で対応 ・ 納税情報データのバックオフィス連携のための法整備が必要 (秘匿性の高い納税情報のセキュリティ確保)	平成 30 年度 (2018 年度) ～

営業経歴書 誓約書及び役員等名簿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書様式の確定</li> <li>・申請マニュアル等の見直し</li> <li>・利用者への周知</li> </ul>	平成 30 年度 (2018 年度)
	提出不要化	平成 30 年度 (2018 年度)
財務諸表又は営業用純 資本額に関する書類及び 収支計算書	原則提出不要化に向けた手法の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務諸表等の内容をオンラインで確認する手法等の検討 (例えば、関係府省庁間等で法人インフォメーションの 活用の可能性を検討)</li> </ul>	平成 29 年度 (2017 年度)
	IT 新戦略の策定に向けた基本方針 (IT 総合戦略本部・官 民データ活用推進戦略会議決定)「行政サービスの 100% デジ タル化」に向けた政府全体の取組の中で対応	平成 30 年度～ (2018 年度～)

### ③普及啓発

- ・調達総合情報システム及び政府電子調達システムの利用促進に向け、民間利用者への電子調達に係る先行事例の周知、操作マニュアル・FAQ等の充実化、省庁における職員の意識改革・業務改革等を実施。

表 22 普及啓発のロードマップ

	取組事項	取組時期
民間側の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子入札、電子契約書等の取組状況を参考情報として取りまとめ (先行事例の周知への活用)</li> </ul>	平成 29 年度 (2017 年度) ～平成 30 年度 (2018 年度)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・操作マニュアル、FAQ等の充実化、ヘルプデスクの利用周知</li> <li>・ポスター、PRキャンペーンの展開</li> <li>・利用者講習会の充実 (大都市圏、地方での開催) 等</li> </ul>	平成 30 年度～ (2018 年度～)
省庁側における利用徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子入札、電子契約書等の取組状況を参考情報として取りまとめ (先行事例の周知への活用)</li> </ul>	平成 29 年度 (2017 年度) ～平成 30 年度 (2018 年度)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各省庁への通知文書の発出 (職員の意識改革、システム利用の徹底)</li> </ul>	平成 30 年度 (2018 年度)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務改革 (できるところからすぐに着手するとともに、PDCAによる随時の見直し)</li> </ul>	平成 30 年度～ (2018 年度～)

(3) 建設工事・測量については、以下のような取組により、行政手続コストの削減を目指す。

①経営事項審査申請書類等の簡素化・電子申請化

- ・経営事項審査の申請に係る一部の書類について、その準備や審査が申請者、許可行政庁の双方にとって過大な負担となっている状況を踏まえ、申請書類の簡素化等について検討、将来的な電子申請化を目指す。
- ・書類の簡素化に当たっては、必要な審査精度を保てるよう、提出書類に関する事後チェック体制の強化、虚偽申請発覚時の処分の厳格化等についても併せて検討する。
- ・経営事項審査の申請書類等の簡素化について、電子申請化に先行して、令和2年（2020年）3月までに取り組める事項について検討する。

②中央公共工事契約制度運用連絡協議会における取組

- ・本部会の要請を受け、建設工事・測量等の調達を行っている機関（中央省庁、独立行政法人）に加入を要請した結果、加入機関が中央省庁13機関、独立行政法人等18機関（計31機関）から中央省庁17機関、独立行政法人等72機関（計89機関）へ大幅増。
- ・今後、令和元年度（2019年度）・令和2年度（2020年度）の競争参加資格審査に向け様式の統一化に取り組む。

③地域発注者協議会を活用した入札契約手続の簡素化に向けた取組

- ・国、全ての地方自治体等が参画する「地域発注者協議会」を活用し、入札・契約手続の簡素化等に係る取組について発注者間で情報共有を実施。

④提出資料簡素化の取組（簡易確認型）

- ・競争参加資格確認資料についてこれまで約15種類、70枚程度（※実績）提出していたが簡易技術資料1枚の提出に改め、評価値を算定する取組。具体的には、評価値上位3者を落札候補者として競争参加資格確認資料【詳細技術資料】の提出を求め、簡易技術資料の内容を確認。
- ・平成28年度（2016年度）下半期より試行を開始し、平成29年度（2017年度）は取組を更に拡大。
- ・令和2年（2020年）3月までの普及の数値目標を検討する。

## **IV. 横断的な取組事項**

### **1. 行政手続簡素化の3原則**

#### **①行政手続の電子化の徹底（デジタルファースト）**

単に「オンライン提出を可能」とするだけでなく、中小企業・小規模事業者に対するIT導入促進策（100万社導入）も活用しながら、行政手続の完全デジタル化を目指すことが必要と考えられる。基本計画では、以下取り組むことが盛り込まれている。

- ・オンライン手続の義務化（国税、地方税、社会保険）
- ・大法人（資本金1億円超）は、電子申告を義務付け（2020年度～）

#### **②同じ情報は一度だけの原則（ワンスオンリー）**

重複情報の提供を不要とするプラットフォームの構築が必要と考えられる。  
（税・社会保険、補助金、法人設立、入札・契約）

#### **③書式・様式の統一**

規制改革推進会議タスクフォースにおいて検討。

### **2. 利用者目線での本人確認手続の簡素化**

- （1）未来投資会議（平成30年3月30日）において、安倍総理から、「本人確認も身近なスマートフォンでできるようにするなど利用者目線で徹底的に改革を進めるべき」との指示があった。電子化に移行するに当たり、本人確認手段についても、利用者が極力負担を感じることなく簡単に手続が行えるよう、電子署名等を極力省略すべく、認証の在り方を見直すことが必要である。
- （2）平成31年2月25日、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議において、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」が決定された。本ガイドラインにおいて、行政手続のオンライン化を進めるに当たっての、デジタルによる認証方式を選定するうえでの考え方・手法例が示されており、法人等に係る行政手続の手法例は表23のとおりとされた。
- （3）法人向けの手続等において、法人共通認証基盤（GビズID）を活用した一つのID・パスワードによる簡易な認証は、社会保険や補助金の分野で先行的に進展しつつある一方で、必ずしも検討が進んでいるとは評価しがたい手続も少なくない。上記ガイドラインにおいてセキュリティ上問題ないと評価される手続には原則全て導入すべきである。



表 23 本人確認ガイドライン（法人）の概要

保証レベル (身元確認) (本人認証)	オンラインによる手法例
レベル3 (対面) (耐タンパ性(※)が確保されたハードウェアトークン)	ハードウェア・トークン (PIN+ICカード)
レベル2 (遠隔又は対面) (複数の認証要素)	法人共通認証基盤 (Gビズ ID) (多要素認証) (ID・パスワード+ワンタイムパスワード、 二経路認証アプリ等)
レベル1 (身元確認なし) (単一又は複数の認証要素)	法人共通認証基盤 (Gビズ ID) (単要素認証) (IDパスワードのみ)

(※) 記録されたデータ等について、外部から不当に読み取り・改変することが極めて困難である状態。

(3) なお、法務省において、会社代表者印の登録義務について、電子署名の登録との選択制に変更する方針が示されている（電子署名の登録を行えば、印鑑登録は行わなくてもよい）。しかしながら、仮に紙に押印を必要とする行政手続が残る場合、電子署名を選択することが事実上不可能となり、印鑑登録を行わざるを得なくなる。したがって、暫定的に紙による行政手続を残す場合には、会社代表者印も含めて押印を必須のものとし、ないような見直しが必要である。

(4) 平成 30 年 2 月末時点における有効な商業登記電子証明書は 29, 151 件である（平成 30 年 3 月 23 日法務省提出資料）。

### 3. 省庁の枠を超えたワンスオンリー化

省庁ごとの行政手続の簡素化に加えて、今後は、「法人設立オンライン・ワンストップ」、「税・社会保険オンライン・ワンストップ」、「補助金プラットフォーム」等、省庁の枠を超えたデジタル・ワンストップ化を実現することが、「ワンスオンリー」を推進する観点から重要である。

上記について、未来投資会議（平成 30 年 3 月 30 日）において、安倍総理から、「従業員の税、社会保険手続も中小・小規模事業者を始め企業にとって大きな負担となっており生産性向上の妨げとなっている。行政サービスの受け手である国民の目線に立って、行政手続の縦割りを打ち破る必要がある。死亡・相続、法人設立などを旗艦プロジェクトと位置付け、来年以降 2020 年度に向け、オンライン化・ワンストップ化を実現する」との指示があった。

これを踏まえ、従業員に関する税・社会保険オンライン・ワンストップについては、以下の工程表に基づいて、速やかに取り組むこととする（補助金プラットフォームについては P19 ～参照）。

表 24 税・社会保険オンライン・ワンストップ

取組主体	取組事項	取組時期	取組の効果
IT 総合戦略室	重複提供を不要とする仕組みの整備に向けて、平成 29 年度（2017 年度）から企業が行政機関に提出を要する情報等の棚卸しを行うとともに、技術的課題の洗い出し等仕組みの構築に必要な検討を進める。	平成 29 年度（2017 年度）	企業が行政機関に提出する社会保険や税の提出書類等に含まれる企業や従業員に関する情報について、行政機関への重複提出が不要となる。
IT 総合戦略室	行政機関への提出書類に含まれる情報について、重複提供を不要とする仕組みの整備に向けて、平成 30 年度（2018 年度）にロードマップを策定。以降順次、仕組みの整備に着手。	平成 30 年度（2018 年度）	

#### 4. オンライン申請の原則化に向けて

行政手続の電子化の徹底の観点からは、オンライン申請を原則化するとともに、オンライン利用率 100%を目指して、事業者の目線で徹底的に使い勝手を改善し、使いやすいシステムを作るべきである（例えば、金融庁は、オンライン申請の原則化に向け環境整備を進める方針）。実際のオンライン利用率が低ければ、事業者の行政手続コスト 20%以上の削減につながらない。そのためには、

- ① 法人向けの手続等においては、法人共通認証基盤（Gビズ ID）を活用した一つの ID・パスワードによる簡易な認証が重要である。社会保険や補助金の分野で先行的に進展しつつある一方で、必ずしも検討が進んでいるとは評価しがたい手続事項も少なくない。内閣官房 IT 総合戦略室が策定した「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」（平成 31 年 2 月 25 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を活用したリスク分析を行い、セキュリティ上問題ないと評価される手続には原則全て導入すべきである。
- ② 使い勝手のよいシステムの構築も重要である。このため、事前のモニター調査（必ずしもデジタル手続に精通しないユーザーを対象とすべきである）を基本とし、内閣官房 IT 総合戦略室が責任をもって調査の結果がシステムの最終設計に適切に反映されているかをフォローすべきである。
- ③ 各府省は、特定の事業者だけではなく広範な民間申請ソフトウェア事業者に開発環境を提供するよう、誰でもアクセス可能な形で API を HP 上に公開すべきである（例えば、商業登記においては、代理人についてはオンライン利用率が約 80%であるのに対して、本人申請のオンライン利用率は 0%に近いが、行政手続を業とする者のみならず、事業者本人にとっても使い勝手の良い申請システムとすべきである）。
- ④ 添付書類の削減、完全な電子申請化の妨げになっている、不要な押印の省略にも、本格的に取り組むべきである。そのためには、許認可の発給後、実地検査等を通じて本人確認の機会が制度的に確保し得る手続等を中心に、事務執行のあり方を全面的に見直すべきである。また、添付書類は撤廃し、必要な情報は申請書に記載を一本化し、オンラインで確認可能な情報は原則提出を不要化すべきである（例えば、複数の添付資料ごとに電子署名を付けて提出を求めるのでは、紙よりも面倒になる）。
- ⑤ 申請段階のオンライン化と、行政内部のデジタル化を一体的に推進し、官民双方の事務処理を迅速化・効率化すべきである（例えば、統計改革においては、事業者コストに加えて、「官民コスト」の 20%削減を打ち出している）。そのためには、既存の法令、手続、業務フロー等を単純に IT に置き換えるのではなく、IT 化を前提に法令、手続、業務フロー自体を見直す必要がある。例えば、定型的な審査業務等については、機械判読の導入等の検討が必要である（例えば、先進的な自治体は、保育園審査手続に AI を導入している）。
- ⑥ 電子申請案件に対する優先処理や、電子申請をした場合の国及び自治体の各種手数料の引下げなど、電子申請に対するインセンティブの付与が必要である（例えば、商業登

記電子証明書の手数料の引下げ等)。

- ⑦ 健康保険組合に対する被保険者住所変更届を J-LIS への照会により省略することについては、厚生労働省において、考えられる見直し条件と単価について総務省と相談しつつ、健康保険組合連合会とも協議を行ってきたが、費用対効果が得られる単価の設定は困難であり、J-LIS への照会による届け出省略の実現は困難との現状認識が示されたところ、別途の方法により、住所変更届の省略を進める。

(注) 平成 30 年 4 月 24 日時点の本資料においては、「マイナンバーを利用したバックヤード連携の費用負担の妥当性について、電子化促進の観点から検証する(例えば、住所情報を把握するために地方公共団体情報システム機構に照会する場合、1 件当たり原則 10 円の手数料が徴収される)。」との記載をしていた。

内閣官房 IT 総合戦略室に対しては、デジタル手続法案の施行にあたっては、上記事項を踏まえて各省のデジタル化を点検することを要請する。

## **5. 国の出先機関ごとの独自の運用ルール(いわゆるローカル・ルール)の撤廃**

国の出先機関ごとの独自の運用ルールについては、本部会として事業者から実態を聴取したところ、許認可の一部や社会保険においていまだ残っている実態が判明したため、所要の改善を求めた。各省庁においては、受け身に対応するだけでなく、積極的に事業者側から実態を聴取し、ローカル・ルールが残っていないかを確認し、全国レベルでの統一的な運用を図ることが求められる。

## V. 地方の手続の簡素化

### 1. 地方自治体による行政手続コスト削減の重要性

地方自治体において、法律に基づく許認可の実務や各種の補助金の多くを担っている実態に鑑みれば、地方自治体の手続の簡素化を全国的に展開すれば、大きな効果が期待できる。今般の取組による国の手続のコスト削減効果（約8千万時間（約2千億円））に加えて、仮に各都道府県が鳥取県と同様の取組を行った場合（20%削減のケース）には、試算上、約2億時間（約5千億円）の効果が見込まれる（表26）。

表 25 鳥取県のコスト計測結果

	作業時間（取組前）	削減実績	
		削減時間	削減率
許認可	271 万時間	69 万時間	25.4 %
補助金	130 万時間	55 万時間	42.3 %
計	401 万時間	124 万時間	30.9 %

表 26 鳥取県の取組（許認可、補助金）を各都道府県に全国展開した場合の効果  
（20%削減）

	作業時間 〔金額換算〕	削減目安	
		削減時間 〔金額換算〕	削減率
許認可・ 補助金計	8 億 9901 万時間 〔2 兆 2862 億円〕	1 億 7980 万時間 〔4572 億円〕	20%

※1 各都道府県の人口1人当たりの行政手続コストを鳥取県と同一と仮定して試算。すなわち、鳥取県の行政手続コスト401万時間を鳥取県の人口565千人で除して、これに全国の人口126706千人を乗じて算出した。人口は平成29年10月1日現在。

※2 「金額換算」は、法人企業統計等により、人件費を2,543円/時間として換算（P2 ※参照）。

### 国の取組の効果（再掲）

1件当たりの作業時間	総手続件数 （コスト計測対象）	作業時間 （金額換算）	削減時間 （金額換算）	削減率
4.3 時間	7541 万 8059 件	3 億 2277 万時間 （8208 億円）	7136 万時間 （1815 億円）	22.1%

これまで約 30 の地方自治体に対し、行政手続コストの削減について働きかけたところであり、上記の鳥取県を含め、一部の先進的な地方自治体において、取組が実現しつつある。今後、さらに広範な地方自治体に、このような取組を展開すべきである。

- ① 先行的な地方自治体の簡素化の取組に関する事例集を作成し、各地方自治体に展開する。
- ② 個別の許認可等について、地方自治体からの国に対する具体的な申請項目・添付書類等の簡素化の要望を踏まえて、規制所管府省に簡素化の検討を要請する。
- ③ 個別分野（補助金、就労証明書等）における行政手続コスト削減の先行的な取組と連携して、地方自治体に行政手続コスト削減を働きかける。

また、各府省は、次の点を重点的に取り組み、地方自治体に働きかけを行うべきである。

- a 根拠法令上は設定の認められてない独自のローカル・ルールを求めていることを理由に標準書式の採用を拒む例や、行政手続法（行政指導については各団体の行政手続条例）に反した過剰な申請書類等の補正指導を行っていることから、本来は必要のない窓口申請を求めていると疑われる事例があり、このような団体の存在は、デジタル化の障害となっているのみならず、過剰・不必要な補正等にかかる作業そのものが事業者にとって重い負担となっている。各府省は、法令違反の行政実務がなされないよう、所管法令の事務の実態を把握し、点検・是正に早急に取り組むべきである。
- b aの作業と併せて、手続のデジタル化に向けて、地方自治体が利用しやすい（地方の独自基準の追加も可能な）標準様式を作成し、その普及に取り組むべきである。
- c オンライン化原則に沿った検討の結果、所管事務について添付書類の削減や押印省略等の措置がとられた場合には、直ちにその内容を地方自治体に周知し、そのなかで、手続のオンライン化を推奨すべきである。その際には、全国の地方自治体におけるベストプラクティスを把握し、他の地方自治体に徹底すべきである。
- d 所管する事務のうち法人向けの手続等について法人共通認証基盤（Gビズ ID）への参加を推奨し、あわせて、法人共通認証基盤（Gビズ ID）との連携を確保しつつ、国・地方に共通した申請システムの構築を検討すべきである（その際、セキュリティとともに、使い勝手の良さについても、内閣官房 IT 総合戦略室のチェックを必ず受けるべきである）。

## 2. 地方自治体における書式・様式の改善

規制改革実施計画（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）に基づき実施することとされた地方自治体における書式・様式の改善につき、行政手続部会でフォローアップを行った。取組状況は別添 1 のとおりであり、概ね同計画に基づいた措置が講ぜられているところであるが、引き続き、①新たに統一的・標準的な書式等の作成・検討を行うこととされているもの（注 1）については、工程表に沿って作成・検討を進める、②統一的・標準的な書式等の作成を行ったもの（注 2、添付書類の標準書式を作成したものを含む。）や既存の統一的・標準的な書

式等の見直し等を行ったもの（注3）については、普及へ向けた働きかけや普及率の調査などに継続的に取り組むことにより普及を進める、③その他の事項についても事業者の申請負担の軽減の観点から引き続き取組を進める必要がある。

- （注1）競争入札参加資格審査申請書、納税証明書の交付申請書（競争入札参加資格審査申請用）
- （注2）給与等照会様式、危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書、卸売販売業・高度管理医療機器等販売業及び貸与業の許可申請書・変更等届出書、薬局開設の変更等届出書（添付書類）、毒物劇物一般販売業の登録申請書・変更等届出書（添付書類）、麻薬小売業者の役員の変更届出書（添付書類を含む。）、沿道掘削施行協議書、臨時運行許可申請書
- （注3）認可保育所等の施設型給付費等にかかる加算（調整）適用申請・実績報告書、危険物保安監督者選任届出書、生活保護の決定・実施に係る照会文書、指定訪問介護事業者・指定訪問看護事業者・指定通所介護事業者・指定特定施設入居者生活介護事業者等及び指定認知症対応型共同生活介護事業者等の指定申請書、屋外広告業の登録申請書・登録事項変更届出書

## VI. 今後取り組むべき事項

### 1. 対策強化の必要性

現状においては、取組が十分な成果を上げている分野もある一方、取組内容が曖昧だったり、上記の三原則の徹底が不十分な結果、当該分野について期待されている削減効果を達成するまでの道筋が未だに明確になっていないものもある（別添 3-1、3-2 今後更なる対応・フォローアップが必要な取組）。現時点の削減実績について、多くの分野で達成率が低い状況に鑑みれば、各府省は、3年間の取組期間の最終年度である今年度において、本取りまとめ及び部会における指摘事項を踏まえて、行政手続コスト 20%削減が確実に実現するよう、対策をさらに強化すべきである。

- ① 工程表の取組の進捗状況について、定期的の実績を評価し、不十分な取組や効果が疑わしい取組について、対策の積増しを要請する。特にコスト削減効果が十分に期待できない手続については、他分野における様々な取組事例（別添 4 参考とすべきベストプラクティス）を参考にして、抜本的に対策を強化することが求められる。
- ② 各省庁は、事業者の負担の軽減状況について、取組期間の終了時点（今年度末）にコスト測定を行うことが義務付けられる。

以上のような各府省の対策、及び各府省が取組期間の終了時点（今年度末）に計測した行政手続コストの実績値について、来年3月までを目途に点検・評価を行うべきである。

表 27 平成 30 年度末時点の行政手続コスト削減実績（暫定値）

	削減時間 (実績)	削減率 (実績)	削減時間 の目標
補助金	154 万時間	11.9%	260 万時間
調査・統計	96 万時間	4.0%	561 万時間
営業の許認可	390 万時間	2.8%	2825 万時間
労務管理	36 万時間	2.2%	330 万時間

- ※ 1 各分野のうち、コスト未計測の手続については、取組初年度の数値を横置きして算出している。
- ※ 2 「社会保険」は、平成 30 年度のコストは計測中。
- ※ 3 「商業登記」は、取組初年度の計測結果が必ずしも精度の高い数値とは言えないことから、取組 2 年度目の計測結果を基準にして目標を設定する。
- ※ 4 「就労証明書」は取組最終年度に計測予定。



## **2. 地方自治体への横展開**

国のみならず、地方自治体においても、地方分権を原則としつつ、規制改革・行政手続の簡素化・IT化を一体的に推進することが重要である。本部会としても、今年度の重点課題として取り組んできており、先進的に取り組む地方自治体も増えてきている一方、全国的な浸透度から見た場合には満足すべき水準に達していない。地方行政のデジタル化は、地方自治体行政の効率化のみならず、事業者の利便性の向上の観点から、今後の地域社会・地域経済の維持・発展にとっては避けて通れない課題であり、デジタル手続法案の成立に併せて、早急に地方自治体への展開を図るべきである。その際、自治事務となっている許認可等の手続等については、所管府省が責任をもって申請書類等の押印の不要化に取り組むとともに、年間手続件数の多い手続を中心に、標準化・デジタル化の具体的な工程表を作成すべきである（例えば、厚生労働省が食品衛生法に係る手続について標準化・デジタル化）。

取組の進展が時代の要請に沿ったものとなっていない状態が今後においても続く場合には、行政手続の簡素化・標準化・デジタル化を地方自治体が抜本的に進めるための環境整備を国が行うことを内容とする、新たな法制度の検討も視野に入れるべきである。

## **3. 「働き方改革」「生産性向上」の観点からの更なる簡素化**

現時点では、「営業の許認可（いわゆる事業法上に基づく許認可）」以外の許認可（平成29年の事業者アンケート（表28））や「申請後の手続（書類保存、検査）」等についてはコスト削減の対象としていない。今後、これらについても、「働き方改革」「生産性向上」の観点から、事業者の要望を踏まえつつ、事業者の行政手続コストの削減に取り組んでいく。

表 28 その他分野

※事業者に対するアンケート調査による

分野	回答数
営業の許可・認可に係る手続	574
施設の安全（消防等）に関する手続	129
建物に関する手続	113
個別品目の輸出・輸入の許可等に関する手続	87
知的財産権の出願・審査に関する手続	87
土地利用に関する手続	82
不動産登記	76
道路、河川等の利用に関する手続	70
環境保全に関する手続	67
税関に対する手続	66
化学品等の安全管理に関する手続	60
株式や事業用資産の承継に関する手続（事業承継時）	46
産業保安に関する手続	44
港湾における手続	29
生活用品、食品等の安全・表示に関する手続	28
その他事業に必要な事項の許可・認可に係る手続	22
生活環境に関する手続	21
その他	77

規制改革推進会議 行政手続部会  
委員・専門委員名簿  
(令和元年 7 月 29 日時点)

## (委員)

部会長	高 橋 滋	法政大学法学部教授
部会長代理	安 念 潤 司	中央大学法科大学院教授
	野 坂 美 穂	多摩大学経営情報学部専任講師
	林 いくみ	桜坂法律事務所 弁護士
	原 英 史	政策工房代表取締役社長

## (専門委員)

	川 田 順 一	JXTG ホールディングス取締役副社長執行役員
	國 領 二 郎	慶應義塾常任理事、慶應義塾大学総合政策学部教授
	佐久間 総一郎	日本製鉄常任顧問
	田 中 良 弘	新潟大学法学部准教授
	堤 香 苗	キャリア・맘代表取締役
	濱 西 隆 男	尚美学園大学総合政策学部教授
	八 剣 洋一郎	ワークスアプリケーションズ副社長執行役員

## 行政手続部会における審議経過

## 1. 行政手続部会

## 第 I 期（平成 28 年 9 月～平成 29 年 6 月）

第 1 回	H28. 9. 20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部会長代理指名</li> <li>・ 部会の運営について</li> <li>・ 規制・行政手続コストの削減にかかる経緯と現状 <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）「日本再興戦略 2016」における経緯等について</li> <li>（2）諸外国における取組について</li> <li>（3）我が国における既存の取組について</li> </ul> </li> <li>・ 行政手続部会の進め方</li> </ul>
第 2 回	H28. 10. 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他部局における先行的取組の検討状況</li> <li>・ 諸外国における行政手続コスト削減に向けた取組</li> <li>・ 「規制・行政手続コスト」の考え方</li> <li>・ 事業者ニーズの把握の進め方</li> </ul>
第 3 回	H28. 10. 20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係者からのヒアリング①</li> </ul>
第 4 回	H28. 11. 15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係者からのヒアリング② <ul style="list-style-type: none"> <li>（1） 日本司法書士会連合会</li> <li>（2） 日本経済団体連合会</li> <li>（3） 経済同友会</li> </ul> </li> <li>・ 関係省庁からのヒアリング（内閣官房 IT 総合戦略室）</li> </ul>
第 5 回	H28. 11. 21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係者からのヒアリング③ <ul style="list-style-type: none"> <li>（1） 日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会</li> <li>（2） 新経済連盟</li> <li>（3） 日本貿易振興機構</li> <li>（4） ビズシード株式会社、株式会社あきない総合研究所</li> </ul> </li> </ul>
第 6 回	H28. 12. 13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諸外国における取組と我が国の取組に向けた示唆</li> <li>・ 関係者からのヒアリング結果の整理（事業者ニーズの把握関係）</li> </ul>
第 7 回	H28. 12. 20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者ニーズの把握について</li> <li>・ 事業者へのアンケート結果（事業者ニーズの把握関係）</li> <li>・ 「規制・行政手続のコスト削減に関する意見募集」の結果 <ul style="list-style-type: none"> <li>（事業者ニーズの把握関係）</li> </ul> </li> <li>・ 他部局における先行的取組の検討状況</li> <li>・ 規制・行政手続コスト削減の重点分野、目標・手法の検討にあたっての論点</li> </ul>

第 8 回	H29. 1. 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者ニーズの取りまとめ</li> <li>・ 「重点分野」、「削減目標」、「計画的な取組の推進」についての考え方</li> <li>・ 関係省庁からのヒアリングについて</li> </ul>
第 9 回	H29. 1. 30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係省庁からのヒアリング① <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 総務省</li> <li>(2) 財務省</li> <li>(3) 経済産業省</li> </ul> </li> </ul>
第 10 回	H29. 2. 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係省庁からのヒアリング② <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法務省</li> <li>(2) 厚生労働省</li> <li>(3) 国土交通省</li> </ul> </li> </ul>
第 11 回	H29. 3. 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取りまとめについて</li> </ul>
第 12 回	H29. 3. 29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取りまとめ</li> </ul>
第 13 回	H29. 4. 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本計画策定のための作業方針について</li> </ul>
第 14 回	H29. 4. 17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本計画策定のための作業方針について</li> <li>・ 「行政への入札・契約に関する手続」の今後の進め方</li> <li>・ 「調査（統計調査以外）」の今後の進め方</li> </ul>
第 15 回	H29. 5. 18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「行政への入札・契約に関する手続」について</li> <li>・ 「調査（統計調査以外）」に関する取りまとめ（考え方）について</li> </ul>
第 16 回	H29. 5. 25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「行政への入札・契約に関する手続」に係る事業者団体からのヒアリング (日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、 全国中小建設業協会)</li> <li>・ 「行政への入札・契約に関する手続」に係る関係省庁からのヒアリング <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 国土交通省</li> <li>(2) 総務省</li> </ul> </li> </ul>
第 17 回	H29. 6. 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「行政への入札・契約に関する手続」に関するアンケート調査結果</li> <li>・ 「調査（統計調査以外）」の取りまとめ（案）について</li> </ul>
第 18 回	H29. 6. 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「調査（統計調査以外）」の取りまとめ</li> <li>・ 入札・契約の手続の簡素化の取組の考え方（たたき台）及びその修正案</li> </ul>
第 19 回	H29. 6. 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係省庁からのヒアリング（内閣官房 I T 総合戦略室）</li> <li>・ 入札・契約の手続の簡素化の取組の考え方</li> </ul>
第 20 回	H29. 6. 26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札・契約に関する取りまとめ（案）について</li> </ul>

第Ⅱ期（平成 29 年 7 月～平成 30 年 10 月）

第 1 回	H29. 8. 29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政手続部会の今後の進め方</li> <li>・ 重点分野に係る基本計画の点検のための検討チームの設置について</li> <li>・ 基本計画の概要について</li> </ul>
第 2 回	H29. 9. 15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本計画について関係者からのヒアリング               <ul style="list-style-type: none"> <li>（ 1 ） 日本経済団体連合会、経済同友会、新経済連盟</li> <li>（ 2 ） 日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会</li> <li>（ 3 ） 全国社会保険労務士会連合会</li> </ul> </li> </ul>
第 3 回	H29. 10. 27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥取県における行政手続コスト削減の取組</li> </ul>
第 4 回	H29. 11. 20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人確認手続の簡素化について</li> </ul>
第 5 回	H29. 12. 22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政への入札・契約に関する手続の簡素化について</li> <li>・ 関係省庁からのヒアリング（入札・契約に関する手続）               <ul style="list-style-type: none"> <li>物品・役務（総務省）</li> <li>建設工事・測量等（国土交通省）</li> </ul> </li> <li>・ 独立行政法人の入札参加資格審査（物品・役務）について</li> </ul>
第 6 回	H30. 1. 31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業・小規模事業者の行政手続の簡素化について</li> <li>・ 関係省庁からのヒアリング               <ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル・ガバメント実行計画（内閣官房 IT 総合戦略室）</li> </ul> </li> </ul>
第 7 回	H30. 3. 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札・契約手続の簡素化に関する対応方針について（関係省庁からのヒアリング）               <ul style="list-style-type: none"> <li>物品・役務（総務省）</li> <li>建設工事・測量等（国土交通省）</li> </ul> </li> <li>・ その他の確認事項について</li> </ul>
第 8 回	H30. 5. 29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 29 年度の取組のフォローアップ</li> <li>・ 行政手続コストの計測結果と削減見通し（最終版）</li> </ul>
第 9 回	H30. 6. 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済団体からのヒアリング（1）               <ul style="list-style-type: none"> <li>「行政手続コスト削減に向けて（見直し結果と今後の方針）」（平成 30 年 4 月 24 日規制改革推進会議行政手続部会決定）についての意見（新経済連盟、全国商工会連合会）</li> </ul> </li> <li>・ 関係省庁からのヒアリング               <ul style="list-style-type: none"> <li>法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会とりまとめについて（内閣官房日本経済再生総合事務局）</li> </ul> </li> <li>・ 関係省庁からのヒアリング               <ul style="list-style-type: none"> <li>重点分野「商業登記等」（法務省）</li> </ul> </li> </ul>

第 10 回	H30. 6. 25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係省庁からのヒアリング（経済産業省・環境省） 重点分野「営業の許可・認可に係る手続」（省エネ法と温暖化防止条例）</li> <li>・ 経済団体からのヒアリング（2） 「行政手続コスト削減に向けて（見直し結果と今後の方針）」（平成 30 年 4 月 24 日規制改革推進会議行政手続部会決定）についての意見 （日本商工会議所、日本経済団体連合会）</li> <li>・ 有識者からのヒアリング 行政手続コスト削減の経済的効果について（大和総研 溝端幹雄氏）</li> <li>・ 専門委員からのヒアリング 行政手続のデジタル化に関する課題について（八剣専門委員）</li> </ul>
第 11 回	H30. 7. 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係省庁からのヒアリング 重点分野「従業員の請求に基づく各種証明書類の発行」（就労証明書）</li> <li>・ 関係省庁からのヒアリング 重点分野「営業の許可・認可に係る手続」（漁業法）</li> </ul>

第Ⅲ期（平成30年10月～）

第1回	H30.10.17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済団体からの意見について（各省からの回答）</li> <li>・ 中小企業・小規模事業者の行政手続の簡素化について（補助金、社会保険）</li> <li>・ 関係省庁からのヒアリング 「自治体戦略2040構想研究会」報告書について（総務省）</li> <li>・ 就労証明書の書式統一・デジタル化について</li> </ul>
第2回	H30.10.22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係省庁からのヒアリング 健康保険の住所変更について（厚生労働省） J-LISの手数料負担について（総務省）</li> <li>・ 関係省庁からのヒアリング 民泊サービスの推進について（観光庁、厚生労働省）</li> <li>・ 個人事業主の事業承継（許認可）の簡素化について</li> </ul>
第3回	H30.11.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人確認ガイドラインの検討状況について</li> <li>・ 関係省庁からのヒアリング 民泊サービスの推進について （消防庁、環境省、国土交通省、観光庁、厚生労働省）</li> </ul>
第4回	H30.11.27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係省庁からのヒアリング 中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について（経済産業省、内閣官房、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省）</li> <li>・ 関係省庁からのヒアリング 雇用関係助成金について（厚生労働省）</li> </ul>
第5回	H30.12.11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係省庁からのヒアリング 個人事業主の事業承継について（厚生労働省）</li> </ul>
第6回	H30.12.14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係省庁からのヒアリング 個人事業主の事業承継について（国土交通省、財務省）</li> <li>・ 関係省庁からのヒアリング 入札・契約手続の簡素化・建設業法見直しの検討状況について （総務省、国土交通省）</li> <li>・ 基本計画のフォローアップについて</li> </ul>
第7回	H31.1.11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関するワーキンググループについて</li> <li>・ 中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について</li> </ul>
第8回	H31.1.31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係省庁からのヒアリング 個人事業主の事業承継について（国土交通省）</li> <li>・ 日本経済団体連合会からのヒアリング 行政手続簡素化の取組に関する意見について</li> <li>・ 中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について</li> </ul>



第9回	H31. 2. 13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係省庁からのヒアリング 自動車保有関係手続に関するワンストップサービスの充実・拡充について（国土交通省）</li> <li>・ 関係省庁からのヒアリング 食品衛生申請等システムについて（厚生労働省）</li> <li>・ 個人事業主の事業承継について</li> </ul>
第10回	H31. 2. 26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 徳島県における行政手続コスト削減の取組 飯泉徳島県知事によるプレゼンテーション</li> <li>・ 関係省庁からのヒアリング 個人事業主の事業承継について（国土交通省）</li> <li>・ 関係省庁からのヒアリング 中小企業・小規模事業者を対象とする補助金について（農林水産省、経済産業省）</li> </ul>
第11回	H31. 3. 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係省庁からのヒアリング 保育所入所時の就労証明書作成手続の負担軽減について（内閣府、厚生労働省、事業者）</li> <li>・ 関係省庁からのヒアリング 本人確認ガイドラインおよびデジタル手続法案について（内閣官房）</li> </ul>
第12回	H31. 3. 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係省庁からのヒアリング 民泊サービスの推進について（観光庁、環境省、国土交通省、厚生労働省）</li> <li>・ 関係省庁からのヒアリング 法人共通認証基盤等（Gビズ ID）の開発・展開について 海外（シンガポール）における行政手続簡素化の取組について 本人確認ガイドラインについて（追加説明） （経済産業省、内閣官房）</li> </ul>
第13回	H31. 3. 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係省庁からのヒアリング 下請法に基づく調査について（公正取引委員会、中小企業庁）</li> <li>・ 関係省庁からのヒアリング 重点分野「営業の許可・認可に係る手続」（省エネ法と温暖化防止条例等） （経済産業省、環境省）</li> </ul>
	H31. 3. 25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間事業者による IT 技術を活用した行政手続簡素化等の取組について（株式会社グラファーからヒアリング）</li> <li>・ 関係省庁からのヒアリング 重点分野「営業の許可・認可に係る手続」（警察庁、農林水産省）</li> </ul>
第14回	H31. 3. 29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係省庁からのヒアリング 重点分野「営業の許可・認可に係る手続」（国土交通省、金融庁）</li> </ul>
第15回	H31. 4. 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間事業者による IT 技術を活用した行政手続簡素化等の取組について（GVA TECH 株式会社）</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係省庁からのヒアリング 重点分野「国税・地方税」 規制改革実施計画「地方の書式・様式」（地方税関係） （財務省、総務省）</li> </ul>
第16回	H31. 4. 16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・AIを活用した保育所入所審査の取組について（富士通株式会社）</li> <li>・関係省庁からのヒアリング 書式・様式の統一（内閣府、総務省、厚生労働省）</li> <li>・関係省庁からのヒアリング 重点分野「営業の許可・認可に係る手続」（厚生労働省）</li> </ul>
	H31. 4. 23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係省庁からのヒアリング 重点分野「営業の許可・認可に係る手続」（経済産業省）</li> <li>・関係省庁からのヒアリング 重点分野「補助金の手続」（経済産業省、総務省）</li> </ul>
第17回	R1. 5. 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係省庁からのヒアリング 重点分野「商業登記等」（法務省）</li> <li>・行政手続簡素化の取組に関する地方自治体への展開について</li> </ul>
第18回	R1. 5. 14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国銀行協会からのヒアリング 税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会 調査レポートについて</li> <li>・関係省庁からのヒアリング 重点分野「営業の許可・認可に係る手続」（厚生労働省）</li> </ul>
第19回	R1. 5. 21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係省庁からのヒアリング 重点分野「社会保険に関する手続」（厚生労働省）</li> <li>・保育所入所時の就労証明書作成手続の負担軽減について</li> </ul>
	R1. 6. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係省庁からのヒアリング 重点分野「商業登記等」（法務省）</li> <li>・関係省庁からのヒアリング 健康保険の住所変更、J-LISの手数料負担について （厚生労働省、総務省）</li> </ul>
第20回	R1. 7. 29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係省庁からのヒアリング 重点分野「社会保険に関する手続」（厚生労働省）</li> <li>・関係省庁からのヒアリング 保育所入所時の就労証明書作成手続の負担軽減について （内閣府、厚生労働省）</li> <li>・関係省庁からのヒアリング 重点分野「商業登記等」（法務省）</li> <li>・行政手続部会取りまとめ（改定版）について</li> </ul>

## 2. 行政手続部会第1検討チーム

第1回	H29. 9. 21	・ 関係省庁からのヒアリング 重点分野「国税」及び「地方税」（財務省、総務省）
第2回	H29. 10. 5	・ 関係省庁からのヒアリング 重点分野「社会保険に関する手続」（厚生労働省） ・ 基本計画（営業の許可・認可に係る手続）の見直し方針について
第3回	H29. 11. 2	・ 関係省庁からのヒアリング 重点分野「社会保険に関する手続」（厚生労働省） ・ 「基本計画（営業の許可・認可に係る手続）の見直し方針」に対する各省庁からの回答の取りまとめ
第4回	H30. 1. 18	・ 関係省庁からのヒアリング 重点分野「営業の許可・認可に係る手続」（警察庁、農林水産省、環境省、経済産業省）
第5回	H30. 2. 1	・ 関係省庁からのヒアリング 重点分野「営業の許可・認可に係る手続」（金融庁、国土交通省、厚生労働省）
第6回	H30. 2. 21	・ 関係省庁からのヒアリング 重点分野「社会保険に関する手続」（厚生労働省）
第7回	H30. 3. 15	・ 関係省庁からのヒアリング 重点分野「営業の許可・認可に係る手続」（農林水産省、国土交通省、厚生労働省）
第8回	H30. 3. 27	・ 関係省庁からのヒアリング 重点分野「営業の許可・認可に係る手続」（経済産業省、環境省）

### 3. 行政手続部会第2検討チーム

第1回	H29. 9. 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係省庁からのヒアリング</li> <li>重点分野「従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行」 (内閣官房 I T 総合戦略室、内閣府子ども子育て本部、厚生労働省)</li> <li>重点分野「従業員の労務管理に関する手続」 (厚生労働省、国土交通省)</li> </ul>
第2回	H29. 10. 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重点分野「補助金の手続」</li> </ul>
第3回	H29. 10. 20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重点分野「調査・統計に対する協力」</li> </ul>
第4回	H29. 11. 30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係省庁からのヒアリング (調査・統計に対する協力)</li> <li>類似統計の集約・一本化 (人事院「職種別民間給与実態調査」、国税庁「民間給与実態統計調査」、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」)</li> <li>・ 「基本計画見直しの方針」(調査・統計に対する協力、補助金の手続) 及び省庁ヒアリング (就労証明書、労務管理) に対する各省庁の回答について</li> </ul>
第5回	H30. 2. 15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係省庁からのヒアリング</li> <li>重点分野「商業登記等」(法務省)</li> </ul>
第6回	H30. 2. 20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係省庁からのヒアリング</li> <li>重点分野「調査・統計に対する協力」(類似統計の集約・一本化等) (人事院、厚生労働省)</li> <li>・ 関係省庁からのヒアリング</li> <li>重点分野「従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行」 (内閣官房 I T 総合戦略室、内閣府子ども子育て本部、厚生労働省)</li> </ul>
第7回	H30. 3. 23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係省庁からのヒアリング</li> <li>重点分野「商業登記等」(法務省)</li> <li>・ 重点分野「調査・統計に対する協力」(類似統計の集約・一本化等)</li> </ul>

No.	事項名	規制改革実施計画の記載	取組状況及び今後の予定	実施時期	所管府省
1	認可保育所等の施設型給付費等にかかる加算(調整)適用申請・実績報告書	施設型給付費等の請求(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条・附則第6条第1項)については、子ども・子育て支援新制度に係る給付事務の実態等に関する調査研究事業の結果等を踏まえ、市区町村及び事業者から意見を聴きつつ、基本部分に係る請求を含め、「特定教育、保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年8月23日内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)において示されている「施設型給付費等にかかる加算(調整)適用申請・実績報告書」について必要な見直しを行い、平成31年4月分の請求から適用することができるよう、市区町村に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	全国5ヵ所で開催した自治体向けセミナーの場を活用し、セミナー終了後、各自治体担当者との意見交換会を実施。いただいた意見をもとに、「特定教育、保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年8月23日内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)において示されている「施設型給付費等にかかる加算(調整)適用申請・実績報告書」について、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データを作成。保育所については基本分も含めた請求明細書を作成し、平成31年3月に地方自治体に通知した。また、「施設型給付費等にかかる加算(調整)適用申請・実績報告書」についても同年4月に、通知した。	平成30年度措置	内閣府
2	自動車保管場所証明申請書・自動車保管場所届出書	a 自動車保管場所証明申請(自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項)及び自動車保管場所届出(同法第5条)並びに自動車の保有者が当該申請又は届出に係る場所を保管場所として使用する権原を有することを疎明する書面(自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第1号)第1条第2項第1号)については、 ・都道府県警察が作成している様式を電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データでそれぞれの都	平成30年4月に、都道府県警察に対し、申請者等がダウンロードして電子計算機により作成可能な様式で自動車保管場所証明申請書、自動車保管場所届出書及び添付書面(以下「申請書等」という。)を掲載するように指示し、同年6月までに全ての都道府県警察で掲載を完了した。 また、同年7月に、都道府県警察に対し、申請書等については、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。)で定めた様式に記入すべき事項が全て記入されている	a:平成30年度措置	警察庁

	<p>道府県警察のホームページに掲載すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請又は届出を受ける都道府県警察以外のいずれの都道府県警察の様式であっても当該申請又は届出に使用することができることを全ての都道府県警察のホームページに掲載し、かつ、都道府県警察の申請又は届出に係る全ての窓口で周知すること</li> <li>・他の都道府県警察の様式で申請又は届出が行われた場合には、当該申請又は届出を適切に受け付けて処理すること</li> <li>・申請又は届出を行う者の住所と自動車の使用の本拠の位置が異なることについての理由書は提出を求めないようにすること</li> </ul> <p>について、平成30年中に都道府県警察に通知する。</p>	<p>など、規則に定められた様式の申請書等であると認められる場合は自都道府県警察の様式以外であっても受理するとともに、これについて、窓口、ホームページ等で広報するほか、申請等を行う者の住所地と自動車の使用の本拠の位置が異なる理由を確認するための書面の提出又は提示がないことを理由に不受理にすることをないようにするなど、申請等を行う者の負担を最小限に抑えることについて通達した。</p> <p>さらに、平成30年4月及び平成31年4月に開催された全国交通安全施設・交通規制等担当者会議において、上記通達が示達する内容と同旨の指示を行ったところであり、今後も全国会議等において、警察署の窓口担当者に適切な対応を徹底するよう、継続的に指導する。</p>		
	<p>b 自動車保管場所証明申請については、全国統一フォーマットによるOSS（自動車保有関係手続のワンストップサービス）を利用した電子的提出が可能であり、これが可能な都道府県警察は、平成31年度中に43都道府県警察に拡大見込みであるが、残りの4府県警察についても早急に導入するよう助言する。</p>	<p>平成30年7月及び平成31年2月に、OSSを全国展開すべく、導入未定の府県警察担当者に対し、予算確保や導入計画に関して対面で指導・助言を実施する機会を設けた。引き続き、導入未定の府県警察に対し、令和元年度以降の早期導入に向けた指導・助言を継続する。</p>	<p>b, c: 平成30年度以降継続的に措置</p>	
	<p>c 自動車保管場所届出については、全国統一フォーマットによるOSSを利用した電子的提出が可能となるよう、関係省庁や団体と連携し、都道府県警察で組織されるOSS推進警察協議会において検討を行うよう指導する。</p>	<p>自動車保管場所届出（軽自動車）へのOSSの利用拡大のため、他の行政機関、軽自動車検査協会等の関係機関との連絡会議に参加して今後の連携等を確認するとともに、OSS推進警察協議会に対して、今後予定されるシステム更改において対象手続の拡大に対応できるよう、指導を実施した。さらに今後も関係省庁や団体と連携し、継続的に</p>	<p>b, c: 平成30年度以降継続的に措置</p>	

			指導を実施する。		
3	競争入札参加資格審査申請書	競争入札参加資格審査申請（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5、第167条の5の2等）については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、地方自治体における審査に最低限必要とされる項目及び添付書類を整理して、標準書式の作成及び電子入札システムにおける標準化に向けて、平成30年度中に工程表を定めて検討を進める。	平成30年9月に「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会」を総務省に設置し、競争入札参加資格審査申請書も含めた地方自治体における様式標準化等の議論を進めているところ。平成31年度中に当研究会において今後の進め方の方向性について結論を得る予定。 なお、研究会の議論と平行して、競争入札参加資格審査申請書及び添付書類の実態把握を進めているところ。 ※工程表別添	平成30年度検討開始	総務省
4	納税証明書の交付申請書（競争入札参加資格審査申請用）	競争入札参加資格審査申請用の納税証明書の交付申請（地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10）については、競争入札参加資格審査に当たり証明が必要となる税目等が地方自治体によって異なっている状況にあることから、競争入札参加資格申請に係る審査事項及び添付書類の統一化・標準化についての検討状況を踏まえ、地方自治体及び関係業界の意見を聞きつつ、標準書式の作成について検討する。	競争入札参加資格申請書に関する調査結果や工程表に基づく検討の状況を踏まえ、地方自治体及び関係業界の意見を聞きつつ検討。	平成30年度検討開始	総務省
5	保険契約照会様式	a 保険契約照会（地方税法第68条第6項等によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和34年法律第147号）第141条）については、規制改革実施計画（平成26年6月閣議決定）に基づき、平成27年度に地方自治体間で構成する協議会（全国地方税務協議会）に検討を要請し作成された標準書式「契約内容の照会について（生命保険・共済用）」を使用するよう、地方自治体に助言するとともに、平成30年度中に地方自治体における普	平成31年1月24日に発出した事務連絡において、全地方自治体に対し、標準様式の使用を改めて要請した。また、当該様式の使用状況について、地方自治体に対して調査を実施したところ、現在使用している、または今後使用することを検討している地方自治体の割合は、都道府県で約7割、市町村で約5割となっており、さらなる利用の促進が必要。	a:平成30年度措置	総務省

		及状況の把握を行う。 b 地方自治体において当該書式の使用が進まない場合は、地方自治体及び生命保険協会等における実態把握及び意見聴取を踏まえ、促進策を検討する。	上記調査結果を踏まえて、必要に応じ、実態把握や意見聴取、地方自治体に対する更なる要請を実施。	b: 標準書式が普及しない場合に平成30年度以降検討	
6	給与等照会様式	給与等照会(地方税法第68条第6項等によりその例によるものとされる国税徴収法第141条)については、地方自治体間で構成する協議会(全国地方税務協議会)に対し、平成30年度中に地方自治体に助言できるよう、事業者の意見を聴取しながら標準的な書式をとりまとめることを要請し、取りまとめが行われ次第、速やかに地方自治体に助言する。当該書式については、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	全国地方税務協議会に設置されたワーキンググループ(平成30年度3回開催)でとりまとめた統一様式の使用について、平成31年1月24日に事務連絡を发出し、全地方自治体に要請。	平成30年度措置	総務省
7	個人事業税・自動車税・軽自動車税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税の納税通知書・納付書等	a 個人事業税、自動車税、軽自動車税、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の納付については、平成30年度から、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、全国統一フォーマットによる納税通知書及び課税明細書の電子的な送信並びに電子納付が可能となるシステムの導入に向けて、関連するシステムの整備・改修時期を見据え、事業者の負担が大きい税目を考慮して、優先順位を付けて検討を進める。 b あわせて、口座振替、コンビニ納付、クレジットカード納付等の普及促進を図っていくことで、紙の納付書の使用が減るよう努める。	事業者から比較的要請の強い固定資産税(償却資産)について、一般財団法人資産評価システム研究センターの償却資産課税のあり方に関する調査研究委員会(平成30年度4回開催)の報告を踏まえ、今年度、まずは電子申告の機能向上を検討しつつ、電子納税の導入に向けた検討を行う予定。 平成31年1月24日に发出した事務連絡において、全地方自治体に対して、口座振替、コンビニ納付、クレジットカード納付の活用等の納税環境整備を要請。	a:平成30年度検討開始、結論を得次第速やかに措置 b:平成30年度以降継続的に措置	総務省
8	自動車税・自動車取得税の申	自動車税及び自動車取得税に係る申告については、全国統一フォーマットによるOSS(自動車保有関係手続のワン	47都道府県が出席するOSS都道府県税協議会や該当団体に出向き、導入を依頼済み。なお、残りの4府県のうち、	平成30年度以降継続的に措置	総務省



	告書	ストップサービス) を利用した電子的提出が可能であり、これが可能な都道府県は、平成 31 年度中に 43 都道府県に拡大見込みであるが、残りの 4 府県についても早急に導入するよう助言する。	1 県については令和元年度中に稼働予定。		
9	事業所税・法人の都道府県民税・法人の市町村民税の申告書・納付書	a 事業所税並びに法人の都道府県民税及び市町村民税に係る申告については、全ての地方自治体において全国統一フォーマットによる eLTAX を利用した電子的提出が可能であり、その活用に向けて、地方自治体に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行う。	平成 31 年 1 月 25 日に発出した事務連絡において、全地方自治体に対して、eLTAX の利用促進及び事業者団体、税理士会等への働きかけを要請。	a:平成 30 年度以降継続的に措置	総務省
		b 事業所税並びに法人の都道府県民税及び市町村民税の納付については、平成 31 年 10 月に全国統一フォーマットによる電子納付が可能となる共通電子納税システムを導入する。	地方税共同機構が、令和元年 10 月の電子納付に対応できるよう、地方税共通納税システムを開発中。	b:平成 31 年 10 月措置	
10	法人設立等届出書	a 法人設立等の届出(地方税法第 317 条の 2 第 8 項)については、eLTAX システムを改修して、平成 31 年 9 月から全国統一フォーマットによる複数の地方自治体への一元的な電子的提出を可能とする。電子的提出に対応していない 4 地方自治体に対して、早急にこれに対応するよう助言する。	令和元年 9 月からの一元的な電子的提出が可能となるよう、eLTAX を改修中。 電子的提出に対応していない 3 地方自治体は昨年度中に対応。残る地方自治体も今年度中に対応。	a:平成 31 年 9 月措置(助言は平成 30 年度以降継続的に措置)	総務省
		b また、平成 31 年度中に国及び複数の地方自治体への一元的な電子的提出も可能とする。	国税当局との電子的提出の一元化は、令和 2 年 3 月の開始に向けて、国税庁や地方税共同機構と連携してシステム改修の詳細を調整中。	b:平成 31 年度措置	
11	給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書	給与支払報告に係る給与所得者異動届出書(地方税法第 317 条の 6 第 2 項)及び特別徴収に係る給与所得者異動届出書(同法第 321 条の 5 第 3 項)については、全ての市区町村において全国統一フォーマットによる eLTAX を利用した電子的提出が可能であり、その	平成 31 年 1 月 25 日に発出した事務連絡において、全地方自治体に対して、eLTAX の利用促進及び事業者団体、税理士会等への働きかけを要請。	平成 30 年度以降継続的に措置	総務省

		活用に向けて、市区町村に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行う。			
12	給与支払報告書(総括表)	給与支払報告書(地方税法第317条の6第1項)については、全ての市区町村において全国統一フォーマットによるeLTAXを利用した電子的提出が可能であり、その活用に向けて、市区町村に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行う。	平成31年1月25日に発出した事務連絡において、全地方自治体に対して、eLTAXの利用促進及び事業者団体、税理士会等への働きかけを要請。	平成30年度以降継続的に措置	総務省
13	特別徴収税額通知書	a 特別徴収税額通知書(地方税法第321条の4第1項/特別徴収義務者用)については、eLTAXを利用した電子的通知が可能であり、電子署名を行った電子的通知に対応していない市区町村に対しては、これに対応するよう、平成30年度上期中に、対応時期に係る進捗目標を定めて、助言する。	全地方団体対象のeLTAX全国説明会(7月~9月)において電子化への働きかけを実施。また、平成31年1月24日に発出した事務連絡において、地方団体に対し、電子化の積極的かつ早急な導入を要請。	a:平成30年度上期措置	総務省
		b 特別徴収税額通知書(納税義務者用)については、引き続き、全ての市区町村におけるeLTAXを利用した電子的通知の実現に向けて検討し、結論を得る。検討に当たっては、市区町村間での取扱いに差異が生じないように留意する。	電子的通知の実現に向け、地方団体、関係機関及び企業担当者を交えて、実務上の課題及びその対応策について検討中。	b:平成30年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	
14	特別徴収切替申出書	特別徴収への切替申出(地方税法第321条の4第5項)については、全ての市区町村において全国統一フォーマットによるeLTAXを利用した電子的提出が可能であり、その活用に向けて、市区町村に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行う。	平成31年1月25日に発出した事務連絡において、全地方自治体に対して、eLTAXの利用促進及び事業者団体、税理士会等への働きかけを要請。	平成30年度以降継続的に措置	総務省
15	危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書	危険物仮貯蔵・仮取扱の承認申請(消防法(昭和23年法律第186号)第10条第1項ただし書)については、全国消防長会等及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、標準書式を作成し、平成	各消防本部の書式を参考とした上で、標準様式案(「申請様式例」、「記入要領」及び「記入例」で構成。)を作成。当該書式案につき、昨年11月から12月にかけて全国消防長会危険物委員会委員の所属する消	平成30年度措置	総務省

		30 年度中に地方自治体（消防本部及び消防署）に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	防本部にアンケートを実施し、その結果を踏まえ修正。2月に、消防庁危険物保安室長名で都道府県、東京消防庁及び各指定都市消防本部あてに標準書式例として通知（平成31年2月14日付け消防危第34号）。当該通知では、書式例を示すとともに、各自治体のHPに当該手続に係る各自治体で定めた書式を掲載するよう依頼。また、当該書式等については、ワードファイル等を当省HPに掲載済（ <a href="http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/kikenbutsu/kiseijimu.html">http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/kikenbutsu/kiseijimu.html</a> ）。		
16	危険物保安監督者選任届出書	危険物保安監督者選任の届出に添付する必要がある実務経験を証明する書類（危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第48条の3）については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、「危険物規制事務に関する執務資料（給油取扱所を除く）の送付について」（平成元年7月4日消防庁危険物規制課長通知）において示されている「実務経験証明書」について必要な見直しを行い、平成30年度中に地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	各消防本部の書式を参考とした上で、標準様式案（「申請様式例」、「記入要領」及び「記入例」で構成。）を作成。当該書式案につき、昨年11月から12月にかけて全国消防長会危険物委員会委員の所属する消防本部にアンケートを実施し、その結果を踏まえ修正。2月に、消防庁危険物保安室長名で都道府県、東京消防庁及び各指定都市消防本部あてに標準書式例として通知（平成31年2月14日付け消防危第34号）。当該通知では、書式例を示すとともに、各自治体のHPに当該手続に係る各自治体で定めた書式を掲載するよう依頼。また、当該書式等については、ワードファイル等を当省HPに掲載済（ <a href="http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/kikenbutsu/kiseijimu.html">http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/kikenbutsu/kiseijimu.html</a> ）。	平成30年度措置	総務省
17	卸売販売業・高度管理医療機器等販売業及び貸与	a 卸売販売業の許可申請（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第34条）及び高度管理医療機器等販売業及び貸与業の許可申請（同法第39条）	当該書式について、Word・PDF形式の電子データで厚生労働省のホームページ（ <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/newpage_00843.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/newpage_00843.html</a> ）に平成30年1月31日	a:平成30年度上期措置	厚生労働省

<p>業の許可申請書・変更等届出書、薬局開設の変更等届出書</p>	<p>並びに薬局開設の変更等届出（同法第 10 条）、卸売販売業の変更等届出（同法第 38 条）及び高度管理医療機器等販売業及び貸与業の変更等届出（同法第 40 条）については、平成 30 年度上期中に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）に規定されている様式第 86 号「卸売販売業許可申請書」及び様式第 87 号「高度管理医療機器等販売業・貸与業許可申請書」並びに様式第 6 号「変更届書」及び様式第 8 号「休止・廃止・再開届書」を電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載し、当該様式で申請又は届出が行われた場合には、当該申請又は届出を適切に受け付け、当該申請又は届出を行った者に、その後の処理を含め、不利益を与えることがないようにするよう地方自治体に助言する。</p>	<p>に掲載。 平成 30 年 2 月 27 日開催の全国薬務関係主管課長会議及び平成 30 年 9 月 21 日開催の全国薬務主管課長協議会にて、当該様式で申請又は届出が行われた場合には、当該申請又は届出を適切に受け付け、当該申請又は届出を行った者に、その後の処理を含め、不利益を与えることがないようにするよう地方自治体に周知した。</p>		
	<p>b 当該申請又は届出に添付する必要がある書類については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、統一が可能なものについて標準書式を作成し、平成 30 年度中に地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。</p>	<p>申請書等の添付書類について、地方自治体の実態把握を行い、多くの自治体にて様式に差が見受けられる「診断書」について標準書式を作成することとし、診断を受けた業務を行う役員の情報、診断項目及び内容、診断年月日、医療機関情報、医師の氏名等の診断書に必要な情報を盛り込んだ書式を作成した。 この標準書式については、平成 31 年 3 月 29 日付事務連絡「行政手続の簡素化について（協力依頼）」にて地方自治体に周知した。また、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページ</p>	<p>b:平成 30 年度措置</p>	

			( <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/newpage_00843.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/newpage_00843.html</a> ) に掲載した。		
18	毒物劇物一般販売業の登録申請書・変更等届出書	<p>a 毒物劇物一般販売業の登録申請(毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第4条第3項)及び毒物劇物一般販売業の変更等届出(同法第10条)については、平成30年度上期中に、毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号)に規定されている別記第2号様式「毒物劇物一般販売業・農薬用品目販売業・特定品目販売業登録申請書」及び別記第11号様式「変更届」を電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載し、当該様式で申請又は届出が行われた場合には、当該申請又は届出を適切に受け付け、当該申請又は届出を行った者に、その後の処理を含め、不利益を与えないよう地方自治体に助言する。</p> <p>b 当該申請又は届出に添付する必要がある書類については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、統一が可能なものについて標準書式を作成し、平成30年度中に地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。</p>	<p>当該書式について、Word・PDF形式の電子データで厚生労働省のホームページ(<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/newpage_00843.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/newpage_00843.html</a>)に平成30年8月10日に掲載。平成30年2月27日開催の全国薬務関係主管課長会議及び平成30年9月21日開催の全国薬務主管課長協議会にて、当該様式で申請又は届出が行われた場合には、当該申請又は届出を適切に受け付け、当該申請又は届出を行った者に、その後の処理を含め、不利益を与えないよう地方自治体に周知した。</p> <p>申請書等の添付書類について、地方自治体の実態把握を行い、多くの自治体にて様式に差が見受けられる「診断書」について標準書式を作成することとし、責任者の情報、診断項目及び内容、診断年月日、医療機関情報、医師の氏名等の診断書に必要な情報を盛り込んだ書式を作成した。</p> <p>この標準書式については、平成31年3月29日付事務連絡「行政手続の簡素化について(協力依頼)」にて地方自治体に周知した。また、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページ(<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/k">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/k</a></p>	a:平成30年度上期措置	厚生労働省
				b:平成30年度措置	

			enkou_iryoku/iyakuhin/newpage_00843.html)に掲載した。		
19	麻薬小売業者の役員の変更届出書	a 免許を受けている麻薬小売業者の役員の届出(麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第3条第3項第7号)については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、標準書式を作成し、平成30年度中に地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載するとともに、その後速やかに麻薬及び向精神薬取締法施行規則(昭和28年厚生省令第14号)で規定する。	<p>当該書式について、地方自治体の実態把握を行い、標準書式を作成した。</p> <p>作成した標準書式については、平成31年3月29日付通知「麻薬小売業者の役員の届出書等について」にて地方自治体に通知した。また、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページ(<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/newpage_00843.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/newpage_00843.html</a>)に掲載した。</p> <p>今後、速やかに麻薬及び向精神薬取締法施行規則(昭和28年厚生省令第14号)で規定する。</p>	a:平成30年度措置(省令で規定することは平成30年度以降速やかに措置)	厚生労働省
		b 当該届出に添付する必要がある役員の診断書については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、標準書式を作成し、平成30年度中に地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載する。	<p>届出書の添付書類について、地方自治体の実態把握を行い、多くの自治体にて様式に差が見受けられる「診断書」について標準書式を作成することとし、診断を受けた業務を行う役員の情報、診断項目及び内容、診断年月日、医療機関情報、医師の氏名等の診断書に必要な情報を盛り込んだ書式を作成した。</p> <p>作成した標準書式については、平成31年3月29日付通知「麻薬小売業者の役員の届出書等について」にて地方自治体に通知した。また、診断書の標準書式については、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページ(<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/newpage_00843.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/newpage_00843.html</a>)に掲載した。</p>	b, c:平成30年度措置	
		c 麻薬小売業に係る業務を行	診断書の添付が必要となる	b, c:平成	

		わなない役員について診断書の添付を不要とすることについては、診断書の添付が不要となる役員の範囲を明確にして、平成30年度中に地方自治体に通知する。	役員の範囲について、平成31年3月29日付通知「「麻薬取扱者の免許申請について（通知）」の一部改正について」にて、明確にして地方自治体に通知した。	30年度措置	
20	生活保護の決定・実施に係る照会文書	生活保護の決定・実施に係る照会（生活保護法（昭和25年法律第144号）第29条）については、平成30年度中に、「生命保険会社に対する調査の実施について」（平成27年2月13日厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を地方自治体に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、「調査日の指定」ができるような書式にすることを含め、地方自治体及び生命保険協会等と協議の上、必要に応じ、見直しを行う。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	<p>「生命保険会社に対する調査の実施について」（平成27年2月13日厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の遵守について、平成31年3月6日に開催した生活保護関係全国係長会議において改めて周知している。</p> <p>地方自治体が要望する保護申請日を調査日として指定した上での生命保険会社への照会については、生命保険会社の現行システムでは対応困難であり、改修には多額の費用を要する。このため、保護の要否や保護費の額については、保護申請日時点の状況ではなく、生命保険会社や金融機関が回答する時点の状況を基に決定して差し支えない旨を、平成31年3月29日に各自治体に示した。</p> <p>また、調査日の指定とは別に、事務の負担軽減と迅速化の観点から、要保護者の資産調査について、従来生命保険会社への照会に当たって必須としていた本人同意書の写しの添付を省略する取扱いとし、これに伴い、照会様式に本人から同意をもらっている旨を付記できるようにシステムを改修する予定であり、システム改修経費を平成30年度第2次補正予算に計上した。</p>	平成30年度措置	厚生労働省
21	指定訪問介護事業者・指定訪問看護事業者	指定訪問介護事業者、指定訪問看護事業者、指定通所介護事業者、指定特定施設入居者生活介護事業者等の指定申請（介護保険法（平成9年法律第123号）第70条）及び指定	「指定居宅サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定居宅介護支	平成30年度措置	厚生労働省

	<p>指定通所介護事業者・指定特定施設入居者生活介護事業者等及び指定認知症対応型共同生活介護事業者等の指定申請書</p>	<p>認知症対応型共同生活介護事業者等の指定申請（同法第78条の2）については、平成30年度中に、「指定居宅サービス事業所等の指定等に関する参考書式（案）について」（平成18年2月28日厚生労働省老健局振興課事務連絡）において示されている第1号様式「指定居宅サービス事業所・指定介護予防サービス事業所・指定居宅介護支援事業所・介護保険施設指定（許可）申請書」及び「地域密着型サービス事業所の指定に係る規則等の参考例について」（平成18年2月20日厚生労働省老健局計画課事務連絡）において示されている第1号様式「指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所指定申請書」並びに当該申請書に添付する必要がある帳票等を、地方自治体に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該申請書及び帳票等について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該申請書及び帳票等は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。</p>	<p>援事業所の指定に関する様式例について」（平成30年9月28日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室・高齢者支援課・振興課・老人保健課事務連絡）において、「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」（平成30年厚生労働省令第80号）及びその他の見直し結果を踏まえ、指定申請に係る申請書及び帳票等の様式例の見直し及び周知を行った。当該様式例については、ファイル形式について Word 形式と Excel 形式が混在していたところ、Excel 形式に統一を行った。</p>		
22	<p>森林経営計画書</p>	<p>森林経営計画（森林法（昭和26年法律第249号）第11条第1項）については、平成30年度中に、「森林経営計画制度運営要領」（平成24年3月26日林野庁長官通知）において示されている「森林法施行規則第34条の森林経営計画書の様式」を地方自治体に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、地方自治体及び事業者における支障の実態を把握した上で、当該</p>	<p>「森林経営計画制度運営要領」（平成24年3月26日付け23林整計第230号林野庁長官通知）（以下「要領」という。）において定める森林経営計画書の様式（模範例）について、都道府県・市町村・事業体における支障の有無、内容等の聞き取りを行ったところ、事業体から、紙面での記載が行いづらいとの声が寄せられたため、当該様式のエクセルファイルを当省HPに掲載する</p>	<p>平成30年度措置</p>	<p>農林水産省</p>



		様式について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	とともに、都道府県等に対し改めて当該様式の活用を周知した。		
23	屋外広告業の登録申請書・登録事項変更届出書	屋外広告業の登録申請及び登録事項の変更届出（屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第9条)については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、「屋外広告業登録規則参考資料(案)」(平成16年12月17日国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知)において示されている様式第1号「屋外広告業登録申請書」及び様式第4号「屋外広告業登録事項変更届出書」について必要な見直しを行い、平成30年度上期中に地方自治体に通知する。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。当該申請又は届出に添付する必要がある書類についても併せて見直しを行う。	「屋外広告業登録規則参考資料(案)」(平成16年12月17日国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知)において示されている様式第1号「屋外広告業登録申請書」及び様式第4号「屋外広告業登録事項変更届出書」について、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、必要な見直しを行い、平成30年9月27日に地方自治体に通知した。なお、当該様式はWord形式とした。また、当該申請又は届出に添付する必要がある書類について、地方自治体の審査業務上の必要性を検討した結果、それぞれの添付書類に必要性が認められるため、改正を行わないこととした。	平成30年度上期措置	国土交通省
24	道路工事施行承認申請書	道路工事施行承認申請（道路法(昭和27年法律第180号)第24条)については、平成30年度中に、「道路工事施行承認申請書の様式について」(平成8年3月29日建設省道路局路政課長通達)において示されている様式を道路管理者(都道府県、市町村)に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、道路管理者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該様式について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	各地方自治体に対して、国様式の使用状況等を確認すると共に様式を取り寄せ集計した結果、約55%の地方自治体が国様式を使用していることが確認できた。 また、平成8年に発出している「道路工事施行承認申請書の様式について」(平成8年3月29日建設省道路局路政課長通達)自体を知らない地方自治体があったこと、技術的助言に基づき国様式を使用することを検討するという地方自治体があったことから3月19日に、再度地方自治体へ標準様式としての使用及び標準様式にのっとった申請のあった場合に、不利な取扱いを行わないよう依頼する旨の技術的助言を行った。	平成30年度措置	国土交通省

			さらに、当該様式については、エクセルファイルを当省HPに掲載した ( <a href="http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/senyo/senyo.html">http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/senyo/senyo.html</a> )。		
25	道路占有許可申請書	道路占有許可申請（道路法第32条第1項）については、平成30年度中に、道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）に規定されている様式第5「道路占有許可申請・協議書」を道路管理者（都道府県、市町村）に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、道路管理者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該様式について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	各地方自治体に対して、国様式の使用状況等を確認すると共に様式を取り寄せ集計した結果、約87%の地方自治体が国様式を使用していることが確認できたことから3月19日に、再度地方自治体へ標準様式としての使用及び標準様式にのっとり申請のあった場合に、不利な取扱いを行わないよう依頼する旨の技術的助言を行った。また、当該様式については、エクセルファイルを当省HPに掲載済 ( <a href="http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/senyo/senyo.html">http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/senyo/senyo.html</a> )。	平成30年度措置	国土交通省
26	沿道掘削施行協議書	沿道掘削施行協議については、事業者による任意の協力の下で行われるものであり、事業者の負担とならない形での実施について東京都及び特別区と協議を進めるとともに、その他の地方自治体における沿道掘削施行協議の実態把握等を進め、平成30年度中に、標準書式を作成し、東京都及び特別区その他関係する地方自治体において標準書式が用いられるよう周知その他の所要の措置を講ずる。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	全国の都道府県、市区町村に沿道掘削施行協議の制度の有無を確認し、制度を有する場合の必要書類や指定様式について調査した結果、東京都と特別区及び一部の自治体で同制度を導入しており、特に東京都においては、敷地の条件によっては、同一工事に対して東京都と市区にそれぞれ異なる書類を提出する必要があることが判明した。作業効率上、統一することが望ましいことから、東京都にその旨を伝達済。東京都が3月に周知済。 なお、同制度は任意の協力要請に過ぎず、道路法第44条に基づくものとは言えない（法定協議ではない）ことから、要綱やHPにおいて誤った記述をしている自治体について注意喚起を行った。	平成30年度措置	国土交通省
27	臨時運行許可申請書	臨時運行許可申請（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第1項）について	臨時運行許可申請（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第1項）につ	平成30年度措置	国土交通省

		は、市区町村における実態把握を踏まえ、処理基準（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 3 項）として統一書式を定め、平成 30 年度中に市区町村に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	いては、市区町村における実態把握を踏まえ、3 月 25 日に処理基準（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 3 項）として統一書式（電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データ）を定め、市区町村に通知済み。		
28	産業廃棄物処理計画書・産業廃棄物処理計画実施状況報告書	a 産業廃棄物処理計画（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 12 条第 9 項）及び産業廃棄物処理計画実施状況報告（同条第 10 項）については、平成 30 年度中に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）に規定されている様式第 2 号の 8「産業廃棄物処理計画書」及び様式第 2 号の 9「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」を地方自治体に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、地方自治体における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該様式について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	廃棄物処理法で様式を規定されている産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物処理計画実施状況報告書（いずれも特別管理産業廃棄物も含む。）については、都道府県等における運用の調査等を行い、実態把握に努めており、当該様式の見直し等の検討を行ったところ。調査の結果として、都道府県等の約 8 割が現行の省令様式を用いているとの回答を得ており、平成 31 年 3 月に、都道府県等に対し、現行の省令様式を活用するよう通知を発出した。通知の発出に当たっては、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データである様式により周知を行った。	平成 30 年度措置	環境省
		b 特別管理産業廃棄物処理計画（同法第 12 条の 2 第 10 項）及び特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告（同条第 11 項）についても同様とする。	a と同様とする。	平成 30 年度措置	
29	産業廃棄物管理票交付等状況報告書	a 産業廃棄物管理票交付等状況報告書（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 3 第 7 項）については、平成 30 年度中に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に規定されている様式第 3 号「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を地方自治体に通知その他の方法で周知する。	廃棄物処理法で様式を規定されている産業廃棄物管理票交付等状況報告書については、都道府県等における運用の調査等を行い、実態把握に努めており、当該様式の見直し等の検討を行ったところ。調査の結果として、都道府県等の約 8 割が現行の省令様式を用いているとの回答を得て	a:平成 30 年度措置	環境省

		<p>当該周知に当たっては、地方自治体における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該様式について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。</p>	<p>おり、平成 31 年 3 月に、都道府県等に対し、現行の省令様式を活用するよう通知を発出した。通知の発出に当たっては、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データである様式により周知を行った。</p>		
		<p>b あわせて、電子manifestoを使用した場合は産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が不要になるため、電子manifestoの普及に努める。</p>	<p>電子manifestoの普及については、平成 30 年度環境省委託事業において全国 20 か所において電子manifesto普及のための説明会を行ったところ。平成 30 年 6 月に閣議決定された第 4 次循環型社会形成推進基本計画及び同年 10 月に策定した電子manifesto普及拡大に向けたロードマップに掲げた 2022 年度の普及率 70%を目指し、来年度も継続して全国 20 か所において同説明会を行う予定であり、引き続き、普及に努めてまいりたい。</p>	<p>b:平成 30 年度以降継続的に措置</p>	

(No. 3 別添) 競争入札参加資格審査申請書類の書式・様式の統一化 工程表

	2018 年度	2019 年度
競争入札参加資格審査申請書	<p data-bbox="245 488 448 1151">                         競争入札参加資格審査申請（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5、第167条の5の2等）については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、地方自治体における審査に最低限必要とされる項目及び添付書類を整理して、標準書式の作成及び電子入札システムにおける標準化に向けて、平成30年度中に工程表を定めて検討を進める。                     </p> <p data-bbox="496 344 715 943">                         全地方公共団体に対して「工事、役務、物品、それぞれの競争入札参加資格審査申請書の電子データ（エクセル・ワード）」の提供を求め、書式項目の揺れ（例：住所、おところ、所在地など同内容の記載を求める項目名の違い）について整理を実施。                     </p> <p data-bbox="496 987 935 1301">                         地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会を開催し、検討を開始。                     </p>	<p data-bbox="963 344 1426 1178">                         研究会の報告を踏まえた上で標準書式の考え方を整理して標準書式案の検討及び作成を実施するとともに、地方自治体の電子申請システムへの反映に結びつける。                     </p>

大都市向け就労証明書(案)

宛

① 証明書発行事業所名	
② 証明書発行事業所住所	
③ 証明書発行責任者氏名	
④ 証明書発行責任者役職	
⑤ 押印	

⑥ 証明日 (西暦)		年		月		日
⑦ 記入内容の 問合せ先	担当部署					
	担当者名					
	電話番号					
	メールアドレス (任意)					

下記の内容について、事実であることを証明いたします(ただし、発行者が証明日時時点で把握している情報に限る)。

No.	項目	記入欄	
1	フリガナ		社員番号等(任意)
	本人氏名		
	本人住所		

本人の就労状況、就労先(就労予定先の場合含む)に関する項目

2	就労状況・予定	現在の就労状況		1. 就労中 2. 産休・育休中 3. 就労予定(転職が内定している者含む) 4. その他( )			
		単身赴任 ※予定含む	1. 無 2. 有	赴任期間	西暦	年	月
3	主な就労先事業所名 ※①と異なる場合は記入				主な就労場所	1. 自宅内 2. 自宅外	
4	主な就労先住所 ※②と異なる場合は記入						

本人との契約(雇用契約等、就労に関する契約)・就業規則の内容に関する項目

※実際に働いた時間や支給された給与の額ではなく、雇用契約・就業規則の内容に関する事項を記入ください。

5	給与形態/金額	給与形態 ※賞与一時金、通勤手当を除いた給与 額(税・社会保険料等の控除前額)	1. 年俸 2. 月給 3. 日給 4. 時間給 5. その他(歩合等)( )	金額(円)		
6	就労形態	役員・自営業主	1. 役員(会社の取締役・監査役、法人の理事等) 2. 自営業主(個人事業主)			
		被用者	3. 正規の職員・従業員 4. 労働者派遣事業所の派遣社員 5. 契約社員・嘱託 6. パート・アルバイト			
		その他	7. 家庭内職者 8. 家族従業者 9. その他( )			
	働き方	1. 固定の労働時間制 2. 変形労働時間制 3. フレックスタイム制 4. 事業場外労働のみなし労働時間制 5. 裁量労働制 6. その他( )				

7	就労時間 ※休憩時間含む	月	時間	分	就労日数	月	日
		日	時間	分(うち休憩時間)	分		

8	就労時間帯 ※フレックスタイム制、 裁量労働制の場合は 標準的な就労時間帯を記入	平日	時	分 ~	時	分
		土曜	時	分 ~	時	分
		日曜	時	分 ~	時	分

9	就労日	1. 月 2. 火 3. 水 4. 木 5. 金 6. 土 7. 日 8. 祝日 9. 不定					
---	-----	--	--	--	--	--	--

10	契約期間 ※契約締結日ではなく、 就労開始(予定)日を記入 ※有期の者は終期も記入	(有期契約の場合)契約の更新の有無	1. 有 2. 無					
		就労開始日(入社日等、働き始めた日)			契約満了日 ※有期の場合は記入			
		西暦	年	月	日 ~	西暦	年	月

申請者の就労実績に関する項目 ※契約・規則上の時間・金額ではなく、実際に働いた時間・支給額の「実績」を記入ください。

11	直近の 就労実績	年・月	i 西暦	年	月	ii 西暦	年	月	iii 西暦	年	月		
		就労日数 ※有給休暇取得日数含む				日				日			
		労働時間 ※休憩時間含む				時間	分				時間	分	
		残業時間				時間	分				時間	分	
		給与支給実績 ※賞与一時金、通勤手当を除いた給与額 (税・社会保険等の控除前金額)				円				円			
		年・月	iv 西暦	年	月	v 西暦	年	月	vi 西暦	年	月		
		就労日数 ※有給休暇取得日数含む				日				日			
		労働時間 ※休憩時間含む				時間	分				時間	分	
		残業時間				時間	分				時間	分	
		給与支給実績 ※賞与一時金、通勤手当を除いた給与額 (税・社会保険等の控除前金額)				円				円			

育児に関する休暇・短時間勤務制度に関する項目

12	産前・産後休暇の 取得(予定)期間	西暦	年	月	日	～	西暦	年	月	日
13	育児休暇の 取得(予定)期間	西暦	年	月	日	～	西暦	年	月	日
14	復職予定日 ※発行会社で産休中・ 育休中の者のみ	西暦	年	月	日	入所が内定した場合の 育児休暇の短縮可否	1. 可 2. 否			
15	短時間勤務制度の 利用予定と 期間中の就労時間 ※利用(予定)時間、 期間中就労時間は申 請者利用時のみ記入	入所以降の短時間勤務制度 の利用予定		1. 有 2. 無		短時間勤務制度の 利用終了予定期日	西暦	年	月	日
		制度利用(予 定)期間中の 就労時間帯	平日	時	分	～	時	分	うち休憩	分
			土曜	時	分	～	時	分	うち休憩	分
			日曜	時	分	～	時	分	うち休憩	分

保育士等(保育士、幼稚園教諭又は保育教諭)としての勤務実態の有無

16	保育士等としての 勤務実態の有無	1. 有 2. 無								
----	---------------------	-----------	--	--	--	--	--	--	--	--

備考										
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※就労証明書様式、記入要領は●●●のHP(URL)よりダウンロードができます。

↑までは、システムによる自動出力を可能とするため、  
各地方自治体において、各項目(選択肢・記入要領を含む。)の追加・削除・修正や行・列の追加・削除をしないでください。  
必要性を十分に精査の上、追加・削除・修正を行う場合、記入要領の別紙の方法ののっとり、↓以降への追加等をお願いします。

●就労証明書の標準的様式活用状況（都道府県別、平成30年8月時点）

都道府県		全自治体数	活用済みもしくは平成31年度入所分までに活用予定の自治体の割合	都道府県		全自治体数	活用済みもしくは平成31年度入所分までに活用予定の自治体の割合
1.	佐賀県	20	80%	26.	宮崎県	26	46%
2.	徳島県	24	75%	27.	広島県	23	43%
3.	鳥取県	19	74%	28.	茨城県	44	43%
4.	千葉県	54	72%	29.	群馬県	35	43%
5.	埼玉県	63	70%	30.	島根県	19	42%
6.	大分県	18	67%	30.	山口県	19	42%
7.	山形県	35	66%	32.	兵庫県	41	41%
8.	京都府	26	65%	32.	沖縄県	41	41%
9.	静岡県	35	63%	34.	北海道	179	41%
10.	福島県	59	63%	35.	香川県	17	41%
11.	青森県	40	60%	36.	愛知県	54	41%
12.	福井県	17	59%	37.	富山県	15	40%
13.	滋賀県	19	58%	38.	三重県	29	38%
14.	秋田県	25	56%	39.	岡山県	27	37%
15.	愛媛県	20	55%	40.	鹿児島県	43	35%
16.	長野県	77	55%	41.	岩手県	33	33%
17.	宮城県	35	54%	42.	大阪府	43	33%
18.	熊本県	45	53%	43.	奈良県	39	31%
19.	石川県	19	53%	44.	高知県	34	29%
20.	山梨県	27	52%	45.	栃木県	25	28%
21.	神奈川県	33	52%	46.	和歌山県	30	27%
22.	新潟県	30	50%	47.	東京都	62	26%
22.	福岡県	60	50%				
24.	岐阜県	42	48%				
24.	長崎県	21	48%				

（注）「就労証明書の標準的様式活用状況及び電子入力対応状況に関する調査結果」（平成30年8月時点）をもとに作成。割合は、各自治体の人口規模は勘案せず、単純に自治体数により算出したもの。



# 東京23区・政令指定都市の導入状況・予定

1. 東京23区：**導入率 4%**【葛飾のみ導入】⇒ **導入予定 13%**【港、大田（令和2年度から導入予定）】

※未導入（検討中含む）：中央、新宿、文京、台東、墨田、江東、目黒、世田谷、渋谷、中野、豊島、北、板橋、練馬、足立、江戸川、杉並、千代田（※）、品川（※）、荒川（※）

（※）標準的様式ではないが、企業独自様式を受付。

2. 政令指定都市：導入率 35% ⇒ 60%

(1) 人口100万人以上

：**導入率 18% ⇒ 45%**

人口順位	市	対応状況	人口
1.	横浜市	× ⇒ ○ (※2)	372 万人
2.	大阪市	△ (※3)	269 万人
3.	<b>名古屋市</b>	×	230 万人
4.	<b>札幌市</b>	×	195 万人
5.	福岡市	× ⇒ ○ (※1)	154 万人
6.	神戸市	× ⇒ ○ (※1)	154 万人
7.	川崎市	○	148 万人
8.	京都市	○	148 万人
9.	<b>さいたま市</b>	×	126 万人
10.	<b>広島市</b>	×	119 万人
11.	<b>仙台市</b>	×	108 万人

(2) 人口100万人未満

：**導入率 56% ⇒ 78%**

人口順位	市	対応状況	人口
12.	千葉市	× ⇒ ○ (※1)	97 万人
13.	<b>北九州市</b>	×	96 万人
14.	堺市	○	84 万人
15.	<b>新潟市</b>	×	81 万人
16.	浜松市	○	80 万人
17.	熊本市	× ⇒ ○ (※1)	74 万人
18.	相模原市	○	72 万人
19.	岡山市	○	72 万人
20.	静岡市	○	70 万人

（備考）人口の出典は「平成27年国勢調査」（総務省）。

注1）「就労証明書の標準的様式活用状況及び電子入力対応状況に関する調査結果」（平成30年8月時点）等をもとに作成（今後の導入予定については、自治体への個別のヒアリング結果も反映。）

（※1）福岡市、神戸市、千葉市、熊本市については、令和2年度より標準的様式を導入予定（検討中）。

（※2）横浜市は、大都市向けの標準的様式を導入予定（検討中）。

（※3）大阪市は、標準的様式ではないが、企業独自様式を受付。

注2）「導入率」は、導入済み及び翌年度導入予定の自治体の割合。

注3）今後の導入予定については、子ども・子育て本部より、今後改めて自治体に照会予定。

## 今後更なる対応・フォローアップが必要な取組について（重点事項）

第5次答申（本年6月6日）に掲げた事項（個人事業主の事業承継時の手続簡素化、保育所入所時の就労証明書作成手続の負担軽減、行政手続の簡素化、オンライン化における地方自治体の先進的取組の横展開等）に加えて、これまでの行政手続部会における議論や委員の指摘事項を踏まえ、各省庁において今後更なる対応・フォローアップが必要な取組（別添3-2に整理）のうち、重点事項は以下のとおりである。

## 1. 営業の許可・認可に係る手続

（1）行政機関間のバックヤード連携による住民票等の添付省略（古物営業法等）【警察庁等】

- ・ デジタル手続法の成立を踏まえたワンスオンリー原則の徹底。

（2）標準的様式の普及、行政手続法・行政手続条例に基づいた申請の取扱いの徹底（医療法・児童福祉法等）【厚生労働省等】

- ・ 標準的様式の普及に努めるほか、郵送での書類受理状況につき確認・徹底。

（3）共通申請サービスの構築

- ・ 農林漁業者等がオンラインで申請できる共通的な電子システムの構築に際しての、LGWAN と当該システムとの接続の調整。【IT 室、総務省、農林水産省、経済産業省】
- ・ 上記以外の各省庁における、自治体も含めた共通申請システムの検討。【厚生労働省、国土交通省等】

（4）電子申請の推進（職業安定法・労働者派遣法等）【厚生労働省】

- ・ 既に e-Gov 経由での電子申請が可能であるにも関わらず、電子申請率が低調な手続につき、ユーザー目線で原因を分析し、改善に向けた取組を推進。

## 2. 社会保険に関する手続

（1）社会保険手続の簡易なオンライン申請の実現【厚生労働省、経済産業省、IT 室、番号室】

- ・ 法人・個人事業主等が行う社会保険の採用・退職時等の手続について、マイナポータル API との連携を早期に実現し、2020 年 4 月からの法人共通認証基盤（Gビズ ID）を利用した ID・パスワード方式の着実な導入を目指す。そのために、

- 厚労省は、番号室の協力のもと、ID・パスワード方式による届出に対応したソフトを準備する（2020年4月から無償提供）。
- 厚労省、番号室、経産省は、民間ソフトウェアからもID・パスワード方式による届出が可能となるよう、ソフトウェア事業者に対して、逐次の情報提供・働きかけを行う。

（2）健康保険の住所変更手続【厚生労働省】

- ・健康保険組合に対する被保険者住所変更届の省略を早期に実現。

（3）労働社会保険諸法令に基づく業務【厚生労働省】

- ・シェアードサービス会社における労働社会保険諸法令に基づく業務のあり方について、経済団体等からの要望・意見や、当該会社における業務実態等も踏まえつつ検討。

3. 国税・4. 地方税

（1）国税と地方税の情報連携の徹底（申告情報の共有の取組を推進）【総務省、財務省】

（2）e-Tax・eLTAXの使い勝手の大幅改善（現在開発中の法人共通認証基盤との連携を検討）【総務省、財務省】

5. 補助金の手続

（1）補助金の手続の簡易なオンライン申請の実現【IT室、総務省、経済産業省】

- ・中小企業・小規模事業者を対象とする補助金の手続について、法人共通認証基盤（GビズID）を活用し、一つのID・パスワードによる簡易なオンライン申請を実現。
- ・申請手続等をより簡易に行うことができる補助金申請システム（Jグランツ）を経済産業省で構築しているところ、経済産業省以外の府省庁においても本システムの導入を進めるとともに、自治体にも活用を促進（2020年4月から着実に実施）。
- ・財務書類等の申請書類の標準化を推進。

（2）補助金申請システムと各自治体のシステムとの接続【総務省、経済産業省】

- ・LGWAN-ASPを活用した、補助金申請システムと各自治体のシステムとの接続について、早急に協議・検討。

## 6. 従業員の労務管理に関する手続

### (1) 雇用関係助成金のオンライン化【厚生労働省】

- ・「特定求職者雇用開発助成金」以外の雇用関係助成金のオンライン化実現、法人共通認証基盤による ID・パスワード方式の導入について、具体的な工程表を作成の上、取組を進める。

## 7. 商業登記等

### (1) 商業登記の手続のオンライン化の推進／高水準の補正率の改善【法務省】

- ・本人申請のオンライン利用率が低調（役員変更登記については、2018 年度は前年比▲1.1%で 0%となった）であることを踏まえ、オンライン化目標及び取組事項の抜本的な見直しを行う。とりわけ、「登記・供託オンライン申請システムの API の一般公表」については、早期に実現する。
- ・高水準である本人申請の補正率（法人設立は 27.9%、役員変更は 35.6%、いずれも前年度より上昇）について、目標値の見直し（5%未満）と新目標の実現のための取組事項の取りまとめを、2019 年内に完了する。その上で、2020 年 3 月までに着手可能な事項については、速やかに措置する。

### (2) 商業登記の手続への ID・パスワード方式の導入【法務省】

- ・「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」※に基づき、商業登記の個々の手続ごとに、リスク評価を行う。その結果を踏まえ、可能な手続については、ID・パスワード方式による本人確認を導入する。（2020 年内に評価・検証を完了し、その結果を公表する）  
※2019 年 2 月 25 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定

### (3) 電子公告制度の見直し【法務省】

- ・現在の技術水準を踏まえた、電子公告の在り方の見直しを行う。その際、制度利用者の利便性向上という観点に加えて、「6 時間に 1 回の事実確認よりも、民間クラウドサービス上のリアルタイム検知の方が信頼性が高い」という観点も踏まえて、最新の IT 技術の動向を踏まえた検討を行う。

### (4) 商業登記電子証明書の利用促進／発行件数の公表【法務省】

- ・商業登記電子証明書の利用促進のための方策を措置する。併せて、商業登記電子証明書の発行件数について、その内訳を含めて、遅くとも 2019 年内に公表する。

(5) 定款認証手数料（5万円）の価格検証メカニズムの導入【法務省】

- ・ 公証人の業務の手数料が公定価格（政令により決定）であることを踏まえ、定款認証業務にかかる手数料（5万円）を含め、専門職としての報酬の合理性・相当性につき、説明責任が厳格に果たされる必要がある。公証人の定款認証業務については、定型的な業務が多いことも指摘されているところ、効率化を進め、手数料の引き下げの可否につき検討する。その際、第三者（公証人、法曹資格者、法務省職員以外の事業者等）の観点も導入し検討する必要がある。

検討に当たっては、法務省が主体となり、定款認証の事務の実態や所要時間について、正確な現状把握を行うべきである。

(6) IT 活用の推進／CIO 補佐官の知見の活用【法務省】

- ・ API の公開や電子公告等、IT を活用した取組の進捗が他分野と比べて遅れている現状を踏まえ、今後の取組に際しては、必ず CIO 補佐官の助言を受け、最新の IT 技術の知見を踏まえた検討・措置を行う。

## 8. その他

(1) 本人確認ガイドラインをもとにした ID・パスワード方式の導入【全府省】

- ・ 法人（及び個人事業主）向けの手続等については、法人共通認証基盤（Gビズ ID）を活用し、一つの ID・パスワードによる簡易な認証を広げることが重要。「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」※を踏まえ、個々の手続ごとにリスク分析等を行い、セキュリティ上問題ないと評価される手続については、ID・パスワードによる本人確認を原則とする。

※2019年2月25日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定

(2) 下請法に基づく調査の簡素化【公正取引委員会、経済産業省】

- ・ 下請法に基づく調査について、オンライン回答の全面導入を含め、引き続き簡素化に向けた取組等を推進する。

(3) 競争入札参加資格申請書の標準様式の作成・普及【総務省】

- ・ 競争入札参加資格申請書について、2019年度中に、総務省研究会の報告を踏まえた上で標準書式案を検討・作成するとともに、地方公共団体の電子申請システムへの反映に結び付ける。

## 今後更なる対応・フォローアップが必要な取組

No.	分野	事項	担当府省	指摘のあった部会	内容
1	1. 営業の許可・認可に係る手続	古物営業法	警察庁	行政手続部会 (平成31年3月25日)	古物営業法に係る手続において提出を求めている住民票の写しについて、行政間のバックヤード連携等により、提出を省略できないか検討。
2	1. 営業の許可・認可に係る手続	警備業法等	警察庁	行政手続部会 (平成31年3月25日)	警察庁所管の手続において、事業者等が「届出」を提出する場面を指導・監督を行う機会として実務を行っている場合があるのであれば、本来の「届出制」のあり方との関係で整理。
3	1. 営業の許可・認可に係る手続	業務報告書	金融庁	第14回行政手続部会 (平成31年3月29日)	業務報告書等について、有価証券報告書等と同一の内容を記載した書類を添付することで記載の省略が可能とのことであるが、有価証券報告書はEDINETにあることから、添付を完全に不要化。
4	1. 営業の許可・認可に係る手続	全体	厚生労働省	第16回行政手続部会 (平成31年4月16日)	厚生労働省が所管する手続について、「デジタルファースト」の考えのもと、自治体事務まで含めた共通申請システム(例:食品衛生申請等システム)の整備について検討。その際、ユーザー目線で使い勝手の良いシステムとすること、自治体の導入障壁(利用料等)を減らすこと、業務フロー等の見直し(BPR)も合わせて実施すること等に配慮。
5	1. 営業の許可・認可に係る手続	医薬品医療機器等法	厚生労働省	第16回行政手続部会 (平成31年4月16日)	「医薬品医療機器等法に関する許可等の手続」に関し、事業者による省令様式の活用割合に係る調査の結果を報告。
6	1. 営業の許可・認可に係る手続	医療法	厚生労働省	第18回行政手続部会 (令和元年5月14日)	医療法に基づく手続について、郵送での書類提出等の受付状況や、過去に提出されたものとの情報を求めている事例がないかという点について、工程表を策定の上、自治体の状況を確認。また、審査基準の公表状況について、自治体に調査・指導を行うとのことだが、併せて、審査基準の策定状況も、工程表を策定の上、確認。
7	1. 営業の許可・認可に係る手続	医療法	厚生労働省	第18回行政手続部会 (令和元年5月14日)	医療法に基づく手続のうち基本計画策定手続について、「1件あたりの作業時間」が増減した特殊要因がある場合には、当該要因を含めた時間数に加え、当該要因を含めない時間数も算出し、取組の効果を適正に検証できるようにする。その際、当該要因の内容・時間数及びそれを含まないことが合理的と考える理由も併せて示す。
8	1. 営業の許可・認可に係る手続	職業安定法・労働者派遣法	厚生労働省	第18回行政手続部会 (令和元年5月14日)	職業安定法・労働者派遣法について、とりわけ「申請」手続において、オンライン又は郵送利用率が低調である理由として、「窓口へ赴き、不備があればその場で指摘を受けたいと考えている事業者がいる」とのことだが、仮に行政側から「窓口へ赴くべし」とのアナウンスが行われているのであれば、見直すよう都道府県労働局に要請。なお、職業安定法に基づく手続については、「責任者講習」等の場で、郵送やオンラインで申請ができる旨及びこれらを推奨する旨を周知。
9	1. 営業の許可・認可に係る手続	職業安定法・労働者派遣法	厚生労働省	第18回行政手続部会 (令和元年5月14日)	職業安定法・労働者派遣法について、オンライン又は郵送利用率の向上を阻害している要因として、提出書類等に対する過度に細かな指導やローカルルールの存在があるのだとすれば、事業者負担を軽減するため、利用者目線で、オンライン化に馴染む形での手続自体の見直し(添付書類や報告事項を真に必要なものに限定する、システム上で添付・記載の不備等が申請者にアナウンスされ得るような添付書類・報告事項に限定する等)やローカルルールの撤廃が必要だと考えられるため、こうした取組についても検討。

## 今後更なる対応・フォローアップが必要な取組

No.	分野	事項	担当府省	指摘のあった部会	内容
10	1. 営業の許可・認可に係る手続	職業安定法・労働者派遣法	厚生労働省	第18回行政手続部会 (令和元年5月14日)	職業安定法・労働者派遣法について、e-Gov上で電子的に手続が可能であるにもかかわらず利用が進んでいない点について、ユーザー目線に立って、その理由の調査及び改善に向けた取組を推進。
11	1. 営業の許可・認可に係る手続	児童福祉法	厚生労働省	第18回行政手続部会 (令和元年5月14日)	「放課後児童健全育成事業の届出に関する手続」及び「保育所等の設置認可等に関する手続」について、基本計画に記載された取組が進んでいないのであれば、早急に取組を実施。その際、特に標準(的)様式の見直し・策定を行うにあたっては、重点分野「従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行(就労証明書)」の取組を参考に、自治体で実際に活用されるような様式とする。
12	1. 営業の許可・認可に係る手続	児童福祉法	厚生労働省	第18回行政手続部会 (令和元年5月14日)	独自項目の存在は、手続を統一的に電子化・システム化する際の阻害要因となり得ると考えられるが、「放課後児童健全育成事業の届出に関する手続」について、自治体ごとにどのような独自項目の届出を要求しているか把握。
13	1. 営業の許可・認可に係る手続	児童福祉法	厚生労働省	第18回行政手続部会 (令和元年5月14日)	「放課後児童健全育成事業の届出に関する手続」及び「保育所等の設置認可等に関する手続」について、書類の提出等を郵送で受け付けていない自治体がないか調査。仮に郵送で受け付けていない自治体がある場合には、その理由を精査の上、取扱いを見直すよう要請。
14	1. 営業の許可・認可に係る手続	児童福祉法	厚生労働省	第18回行政手続部会 (令和元年5月14日)	保育所等の設置に向けた一連の手続(設置認可に先行する手続も含む)において、提出書類・事項の重複がないか、自治体の実態を把握。その上で、仮に重複があるのであれば、行政間の情報連携等により重複を排除するよう、自治体に要請。
15	1. 営業の許可・認可に係る手続	介護保険法・老人福祉法	厚生労働省	第18回行政手続部会 (令和元年5月14日)	介護保険法及び老人福祉法に基づく手続について、書類の提出等を郵送で受け付けていない自治体がないか調査。仮に郵送で受け付けていない自治体がある場合には、その理由を精査の上、取扱いを見直すよう要請。
16	1. 営業の許可・認可に係る手続	農林水産省共通申請サービス	IT室 総務省 農林水産省 経済産業省	行政手続部会 (平成31年3月25日)	営業の許認可を含む行政手続等について、農林漁業者や食品産業事業者等がオンラインで申請できる共通的な電子システムを構築するにあたっては、LGWANと当該システムの接続方法等について、J-LISと調整。加えて、法人共通認証基盤との連携により他省庁と同一のID・パスワードを使用することについて、経済産業省等と調整。
17	1. 営業の許可・認可に係る手続	保安関係法令	経済産業省	行政手続部会 (平成31年4月23日)	保安関係法令に基づく手続に関し、大きな図面をA1等の紙に印刷し、折りたたんで提出等を行っているものについて、その電子ファイルを作成したシステムと行政側のシステムとの間でデータを互換することにより電子的な提出が可能となるような仕組みについて検討。
18	1. 営業の許可・認可に係る手続	鉱業法	経済産業省	行政手続部会 (平成31年4月23日)	地方経済産業局の地域や担当者によって、審査基準に定める要件の解釈が大きく異なっている場合には、基準自体の表現を見直す等の取組について検討。

## 今後更なる対応・フォローアップが必要な取組

No.	分野	事項	担当府省	指摘のあった部会	内容
19	1. 営業の許可・認可に係る手続	エネルギー使用の合理化に関する法律(省エネ法)、地球温暖化対策法と地球温暖化防止条例に基づく報告	経済産業省 環境省	第13回行政手続部会 (平成31年3月19日)	省エネ法・温対法及び温暖化対策推進条例の報告を、共通のインターフェースで行うことができるシステムの構築を行う「温室効果ガス排出に関するデジタルガバメント構築事業」においては、自治体のニーズを的確に把握し、多様な自治体の取組を包括できるようなシステムを設計した上で、自治体がシステムに協力するよう個別具体的に働きかけ。
20	1. 営業の許可・認可に係る手続	エネルギー使用の合理化に関する法律(省エネ法)の定期報告とエネルギー消費統計調査	経済産業省	第13回行政手続部会 (平成31年3月19日)	省エネ法の定期報告とエネルギー消費統計調査で一致している項目について、情報連携が可能なものがないか精査。
21	1. 営業の許可・認可に係る手続	全体 (国土交通省オンライン申請システム)	国土交通省	第14回行政手続部会 (平成31年3月29日)	国土交通省オンライン申請システムの更改にあたり、自治体も巻き込んでシステムを組むということも検討。
22	1. 営業の許可・認可に係る手続	測量法	国土交通省	第14回行政手続部会 (平成31年3月29日)	営業経歴書について、インターネット上で打ち込むことによって、提出に代替することはできないか検討。 あわせて、登録された情報については、全てインターネット上で公表することを検討。
23	1. 営業の許可・認可に係る手続	測量法	国土交通省	第14回行政手続部会 (平成31年3月29日)	2021年のシステム改修を待たずに2020年までにどのようにして、行政手続コストの20%以上削減を達成するのかについて、工程表を作成。
24	1. 営業の許可・認可に係る手続	建築基準法	国土交通省	第14回行政手続部会 (平成31年3月29日)	建築確認を電子申請する際の本人確認が現状電子証明書となっていることの負担について、申請者からヒアリングを行い、統一的なID・パスワードとすることについて検討。
25	2. 社会保険に関する手続	社会保険手続の簡易なオンライン申請の実現	厚生労働省 経済産業省 IT室 番号室	第4回行政手続部会 (平成30年11月27日)	法人・個人事業主等が行う社会保険の採用・退職時等の手続について、マイナポータル(APIとの連携を早期に実現し、2020年4月からの法人共通認証基盤(GビズID)を利用したID・パスワード方式の着実な導入を目指す。そのために、 ・ 厚労省は、番号室の協力のもと、ID・パスワード方式による届出に対応したソフトを準備する(2020年4月から無償提供)。 ・ 厚労省、番号室、経産省は、民間ソフトウェアからもID・パスワード方式による届出が可能となるよう、ソフトウェア事業者に対して、逐次の情報提供・働きかけを行う。
26	2. 社会保険に関する手続	住所変更手続	厚生労働省	第20回行政手続部会 (令和元年6月4日)	健康保険組合に対する被保険者住所変更届の省略を早期に実現。



## 今後更なる対応・フォローアップが必要な取組

No.	分野	事項	担当府省	指摘のあった部会	内容
27	2. 社会保険に関する 手続	社会保険	厚生労働省	第3回行政手続部会 第1検討チーム (平成29年11月2日)	事業主を経由して提出される従業員に係る届出のうち従業員本人の押印・署名を求めている手続における「押印・署名の原則廃止」の取組を引き続き推進。
28	2. 社会保険に関する 手続	社会保険	厚生労働省	第2回行政手続部会 第1検討チーム (平成29年10月5日)	電子申請の推進と併せ、なお一定程度残ると考えられる紙媒体の届出についても、様式の統一化や窓口の一本化に取り組み、手続を簡素化。
29	2. 社会保険に関する 手続	労働社会保険諸法令に基づく 業務	厚生労働省	第19回行政手続部会 (令和元年5月21日)等	シェアードサービス会社における労働社会保険諸法令に基づく業務のあり方について、経済団体等からの要望・意見や、当該会社における業務実態等も踏まえつつ検討。
30	3. 国税	e-Taxの使い勝手の大幅改善	財務省	第15回行政手続部会 (平成31年4月11日)	事業者がe-Taxを利用して申告手続を行う際の認証手続については、法人共通認証基盤の活用を検討。
31	4. 地方税	eLTAXの使い勝手の大幅改善	総務省	第15回行政手続部会 (平成31年4月11日)	事業者がeLTAXを利用して申告手続を行う際の認証手続については、法人共通認証基盤の活用を検討。
32	3. 国税 4. 地方税	国税と地方税の情報連携の 徹底	財務省 総務省	第15回行政手続部会 (平成31年4月11日)	地方税当局から国税当局への情報連携について、申告情報の共有など、現在実施されている事項だけでなく、全ての分野で連携を行っていくことを検討。
33	5. 補助金の手続	補助金の手続の簡易なオンライン申請の実現	IT室 総務省 経済産業省	第8回行政手続部会 (平成31年1月31日) 第17回行政手続部会 (平成31年4月23日)	中小企業・小規模事業者を対象とする補助金の手続について、法人共通認証基盤(GビズID)を活用し、一つのID・パスワードによる簡易なオンライン申請を実現。 申請手続等をより簡易に行うことができる補助金申請システム(Jグランツ)を経済産業省で構築しているところ、経済産業省以外の府省庁においても本システムの導入を進めるとともに、自治体にも活用を促進(2020年4月から着実に実施)。 財務書類等の申請書類の標準化を推進。
34	5. 補助金の手続	農林水産省共通申請サービス 法人共通認証基盤	農林水産省 経済産業省	第10回行政手続部会 (平成31年2月26日)	農林水産省共通申請サービスの開発にあたっては、農林水産省が所管する補助金のうち、紙での申請において印鑑証明の提出を求めているものについては、法人共通認証基盤の利用時においても、ID発行に印鑑証明の提出を必要としない方式(Gビズエントリー)の利用を検討。
35	5. 補助金の手続	補助金申請システム	経済産業省	行政手続部会 (平成31年4月23日)	クリーンエネルギー自動車の補助金の個別のシステムにおいても、事業者からの申請分については、法人共通認証基盤と同じID・パスワードで対応。

## 今後更なる対応・フォローアップが必要な取組

No.	分野	事項	担当府省	指摘のあった部会	内容
36	5. 補助金の手続	補助金申請システム	総務省 経済産業省	行政手続部会 (平成31年4月23日)	LGWAN-ASPを活用した、補助金申請システムと各自治体のシステムとの接続について、経済産業省と総務省において、早急に協議・検討。
37	6. 調査・統計に対する協力	民間給与実態統計調査	国税庁	第6回行政手続部会第2 検討チーム (平成30年2月20日)	民間給与実態統計調査について、IT技術を活用し、源泉徴収上のデータを統計調査の回答に転記できるようなシステムを作成。
38	6. 調査・統計に対する協力	職種別民間給与実態調査、 賃金構造基本統計調査	人事院 厚生労働省	第7回行政手続部会第2 検討チーム (平成30年3月23日)	職種別民間給与実態調査(人事院)と賃金構造基本統計調査(厚生労働省)について、 ① 双方の調査対象が極力重複しないようにサンプル調整を実施。 ② 調査項目数を極力削減。 ③ オンライン調査を導入するとともに、両省が協力し、民間ソフトウェア会社と連携し、調査票様式に沿った形でのデータ出力機能を備えた人事・労務ソフトウェアの開発・普及を推進。
39	7. 従業員の労務管理に関する手続	雇用関係助成金	厚生労働省	第4回行政手続部会 (平成30年11月27日)	「特定求職者雇用開発助成金」以外の雇用関係助成金のオンライン化実現、法人共通認証基盤によるID・パスワード方式の導入について、具体的な工程表を作成の上、取組を進める。
40	7. 従業員の労務管理に関する手続	雇用関係助成金	厚生労働省	第4回行政手続部会 (平成30年11月27日)	「2020年度中に雇用関係助成金のオンライン申請(電子署名方式)を開始」とのことだが、事業者の負担軽減の観点から、より早期のオンライン化実現に向け、例えば申請の受口を先行して開発するなどの方策を検討。
41	7. 従業員の労務管理に関する手続	労働基準法	厚生労働省	第1回行政手続部会 第2検討チーム (平成29年9月19日)	「時間外労働・休日労働に関する協定届」、「1年単位の変形労働時間制に関する協定届」及び「就業規則(変更)の届出」の電子化率を向上(目標: 31%)。
42	7. 従業員の労務管理に関する手続	船員法	国土交通省	第1回行政手続部会 第2検討チーム (平成29年9月19日)	電子申請率向上のため、普及・啓蒙の取組を実施。
43	8. 商業登記等	商業登記の手続のオンライン化の推進／高水準の補正率の改善	法務省	行政手続部会 (令和元年6月4日)等	本人申請のオンライン利用率が低調(役員変更登記については、2018年度は前年比▲1.1%で0%となった)であることを踏まえ、オンライン化目標及び取組事項の抜本的な見直しを行う。とりわけ、「登記・供託オンライン申請システムのAPIの一般公表」については、早期に実現する。高水準である本人申請の補正率(法人設立は27.9%、役員変更は35.6%、いずれも前年度より上昇)について、目標値の見直し(5%未満)と新目標の実現のための取組事項の取りまとめを、2019年内に完了する。その上で、2020年3月までに着手可能な事項については、速やかに措置する。

## 今後更なる対応・フォローアップが必要な取組

No.	分野	事項	担当府省	指摘のあった部会	内容
44	8. 商業登記等	商業登記の手続へのID・パスワード方式の導入	法務省	行政手続部会 (令和元年6月4日)等	「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」に基づき、商業登記の個々の手続ごとに、リスク評価を行う。その結果を踏まえ、可能な手続きについては、ID・パスワード方式による本人確認を導入する。 (2020年内に評価・検証を完了し、その結果を公表する)
45	8. 商業登記等	電子公告制度の見直し	法務省	行政手続部会 (令和元年6月4日)等	現在の技術水準を踏まえた、電子公告の在り方の見直しを行う。その際、制度利用者の利便性向上という観点に加えて、「6時間に1回の実事確認よりも、民間クラウドサービス上のリアルタイム検知の方が信頼性が高い」という観点も踏まえて、最新のIT技術の動向を踏まえた検討を行う。
46	8. 商業登記等	商業登記電子証明書の利用促進／発行件数の公表	法務省	行政手続部会 (令和元年6月4日)等	商業登記電子証明書の利用促進のための方策を措置する。併せて、商業登記電子証明書の発行件数について、その内訳を含めて、遅くとも2019年内に公表する。
47	8. 商業登記等	定款認証手数料(5万円)の価格検証メカニズムの導入	法務省	行政手続部会 (令和元年6月4日)等	公証人の業務の手数料が公定価格(政令により決定)であることを踏まえ、定款認証業務にかかる手数料(5万円)を含め、専門職としての報酬の合理性・相当性につき、説明責任が厳格に果たされる必要がある。公証人の定款認証業務については、定型的な業務が多いことも指摘されているところ、効率化を進め、手数料の引き下げの可否につき検討する。その際、第三者(公証人、法曹資格者、法務省職員以外の事業者等)の観点も導入し検討する必要がある。 検討に当たっては、法務省が主体となり、定款認証の事務の実態や所要時間について、正確な現状把握を行うべきである。
48	8. 商業登記等	IT活用の推進／CIO補佐官の知見の活用	法務省	行政手続部会 (令和元年6月4日)等	APIの公開や電子公告等、ITを活用した取組の進捗が他分野と比べて遅れている現状を踏まえ、今後の取組に際しては、必ずCIO補佐官の助言を受け、最新のIT技術の知見を踏まえた検討・措置を行う。
49	9. 行政への入札・契約に関する手続	競争入札参加資格	総務省	第6回行政手続部会 (平成30年12月14日)	競争参加資格申請時の添付書類のうち、財務諸表について非上場企業、中小企業、個人事業主において、どのように連携していくか検討。
50	9. 行政への入札・契約に関する手続	建設業の変更の届出	国土交通省	第6回行政手続部会 (平成30年12月14日)	建設業の変更の届出における成年被後見人、被保佐人、破産者の確認については、バックヤード連携によって、添付書類を省略。
51	9. 行政への入札・契約に関する手続	工事経歴書	国土交通省	第6回行政手続部会 (平成30年12月14日)	工事経歴書では、業種ごとの全体完成工事高の7割を超えるところまで必要事業者を記載している点について、7割まで求める必要があるかなど、合理化の観点から検討。

## 今後更なる対応・フォローアップが必要な取組

No.	分野	事項	担当府省	指摘のあった部会	内容
52	10. その他	本人確認ガイドラインをもとにしたID・パスワード方式の導入	全府省	第11回行政手続部会 (平成31年3月5日)等	法人(及び個人事業主)向けの手続等については、法人共通認証基盤(GビズID)を活用し、一つのID・パスワードによる簡易な認証を広げることが重要。「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」※を踏まえ、個々の手続ごとにリスク分析等を行い、セキュリティ上問題ないと評価される手続については、ID・パスワードによる本人確認を原則とする。 ※2019年2月25日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定
53	10. その他	下請法に基づく調査の簡素化	公正取引委員会 経済産業省	第13回行政手続部会 (平成31年3月19日)	下請法に基づく調査について、オンライン回答の全面導入を含め、引き続き簡素化に向けた取組等を推進する。
54	10. その他	競争入札参加資格申請書の標準様式の作成・普及	総務省	第16回行政手続部会 (平成31年4月16日)	競争入札参加資格申請書について、2019年度中に、総務省研究会の報告を踏まえた上で標準書式案を検討・作成するとともに、地方公共団体の電子申請システムへの反映に結び付ける。

## 参考とすべきベストプラクティス

### 1. 「行政手続の電子化の徹底（デジタルファースト）」に関する取組

#### （1）オンライン申請の原則化に向けた環境整備（営業の許可・認可に係る手続）【金融庁】

電子化対応手続や様式等の電子提供の拡充、添付書類の提出環境改善等を行い、これらを実現次第、原則として届出等を電子で受けることとし、この旨を金融機関等に周知することを予定している。

#### （2）全国統一のオンラインシステムの開発（営業の許可・認可に係る手続）【厚生労働省】

食品衛生法に基づく飲食店営業等の営業許可等については、自治事務であり、施設基準・申請様式にばらつきが生じているところ、厚生労働省において、食品衛生法関係の手続に関する全国統一のオンラインシステムを開発することにより、自治体ごとに申請様式にばらつきが生じている等の問題の解消を図ることを予定している。同時に、システム上における申請等の様式統一化に伴い、紙の申請の際の様式の統一化も行うことを予定している。

#### （3）共通申請サービスの構築（営業の許可・認可に係る手続）【農林水産省】

営業の許認可を含む行政手続等について、農林漁業者や食品産業事業者等がオンラインで申請できる共通的な電子システムを構築する。

#### （4）手続の簡素化、IT化（営業の許可・認可に係る手続）【経済産業省】

産業保安に関する手続に関し、官民双方のコスト合理化・電子情報の電子化を図るため、現状紙で窓口に出されている年間約 25 万件の産業保安法令に基づく申請について、全ての手続について IT 化を包括的に検討した上で、安全を前提とした手続の簡素化、IT 化を行う。

#### （5）大法人の電子申請の義務化（社会保険に関する手続）【厚生労働省】

大法人について、令和 2 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度より、厚生年金保険、健康保険、労働保険、雇用保険の電子申請を義務化する。社会保険労務士又は社会保険労務士法人が大法人の事業所が変わって手続を行う場合も同様とする。

#### （6）大法人の電子申告の義務化（国税）【財務省】

平成 30 年度税制改正において、大法人の法人税等の申告について電子申告の義務化を法制化した。具体的には、令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度（課税期間）

について、内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人等を対象として、法人税・地方法人税・消費税の申告に当たり、申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の提出を電子的に行わなければならないこととした。

#### (7) 大法人の電子申告の義務化（地方税）【総務省】

平成30年度税制改正において、大法人の法人住民税・法人事業税の申告について電子申告の義務化を法制化した。具体的には、令和2年4月1日以後に開始する事業年度について、内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人等を対象として、法人住民税・法人事業税の申告に当たり、申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の提出を電子的に行わなければならないこととした。

#### (8) オンライン回答の全面的な導入（統計調査以外の調査）【中小企業庁】

下請法に基づく調査について、令和2年度調査からオンライン回答の全面的な導入を検討している。

### 2. 「同じ情報は一度だけの原則（ワンスオンリー）」に関する取組

#### (1) 古物営業法（営業の許可・認可に係る手続）【警察庁】

平成30年4月に公布された古物営業法の一部を改正する法律において、古物商・古物市場主は、一の都道府県公安委員会による営業の許可を得れば、他の都道府県公安委員会の管轄区域に営業所等を設ける場合には届出で足りることとした。

### 3. 「書式・様式の統一」に関する取組

#### (1) 共通申請サービスの構築（営業の許可・認可に係る手続）【厚生労働省】(再掲)

食品衛生法に基づく飲食店営業等の営業許可等については、自治事務であり、施設基準・申請様式にばらつきが生じているところ、厚生労働省において、食品衛生法関係の手続に関する全国統一のオンラインシステムを開発することにより、自治体ごとに申請様式にばらつきが生じている等の問題の解消を図ることを予定している。同時に、システム上における申請等の様式統一化に伴い、紙の申請の際の様式の統一化も行うことを予定している。

### 4. 手続の統合・廃止

#### (1) 他省庁にまたがる業務の一元化（営業の許可・認可に係る手続）【経済産業省】

外国為替及び外国貿易法に基づく「輸入の承認手続（輸入割当を含む）」のうち、「冷凍まぐろ類の事前確認の申請手続」について、確認業務を水産庁に一元化した。

(2) 届出手続の廃止（営業の許可・認可に係る手続）【警察庁】

平成30年4月に公布された古物営業法の一部を改正する法律において、「複数の都道府県に営業所を有する古物商等の代表者等の変更の届出」を廃止した。

(3) 調査項目の削減（調査・統計に対する協力）【人事院】

職種別民間給与実態調査の事業所の給与制度に関する調査について、回答事項の削減（昨年62箇所→本年50箇所）を行った。

(4) 調査項目の廃止（調査・統計に対する協力）【厚生労働省】

賃金構造基本統計調査の新規学卒者の初任給に係る調査項目については、他統計でも類似の項目を調査しており重複が生じていること、賃金構造基本統計調査の個人票で年齢、勤続年数等により新規学卒者と推測される者に限定した集計を行うことで一定の代替が可能であると考えられることからなどから、令和2年調査からの廃止に向け、総務大臣に対し調査計画の変更申請を行うことを予定している。また、報告者の記入者負担の軽減等のため、「通勤手当」、「精皆勤手当」、「家族手当」等の調査項目についても同様に廃止予定としている。

(5) 届出書類の削減（従業員の労務管理に関する手続）【厚生労働省】

「労災保険の特別加入（海外派遣者）に係る申請、脱退申請及び変更届等」について、令和元年度末までに海外派遣に関する報告書を廃止する。

(6) 調査内容の共通化（統計調査以外の調査）【公正取引委員会、中小企業庁】

下請法に基づく調査について、公正取引委員会と中小企業庁で調査票が異なっていたものを今年度の書面調査では、簡素化を図りつつ、設問内容・選択肢ともに完全に共通化する。

## 5. その他の取組

(1) 書類の削減（営業の許可・認可に係る手続）【厚生労働省】

「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」(平成30年厚生労働省令第80号、平成30年10月1日施行)において、事業者が指定申請にあたり提出する文書のうち「申請者又は開設者の定款、寄附行為等」、「事業所の管理者の経歴」、「役員の氏名、生年月日及び住所」、「当該申請に係る事業に係る資産の状況」等を不要とする改正を行った。

(2) 書類の削減（営業の許可・認可に係る手続）【財務省】

酒類の製造・販売業の免許申請において、添付することとされている財務諸表（損益計算書及び貸借対照表）について、直近3年間の所得税又は法人税の確定申告を行

い、損益計算書及び貸借対照表を提出している場合は、添付を不要とした。今後、法人の登記事項証明書・住民票の写しの添付省略の実施に向けて、関係省庁と検討を行う。

(3) 書類の削減（営業の許可・認可に係る手続）【国土交通省】

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく、住宅建設・販売瑕疵担保保証金の供託等の届出において、添付することとされている保険契約締結証明書を、令和元年度中に削減する方向で検討する。

(4) 書類の削減（営業の許可・認可に係る手続）【経済産業省】

鉱業法に基づく鉱業権設定の許可申請において、添付することとされている役員履歴書について、代表取締役がその原本証明をした上で、原本の写しを提出すれば足りることとした。

(5) 押印の簡素化（営業の許可・認可に係る手続）【経済産業省】

中小企業等経営強化法について、書面申請の場合に「代表者印と自署」の選択制とした。

(6) 電子署名・電子証明書の省略（従業員の労務管理に関する手続）【厚生労働省】

平成 29 年 11 月に労働基準法施行規則を改正し、同年 12 月より、社会保険労務士等が使用者の職務を代行する契約を締結していることを証する書面の添付等をもって、使用者の電子署名及び電子証明書の添付に代えることができることとした。